官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔内閣官房令〕
○国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房九）　一
〔その他告示〕
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一九三～一二〇三）　一
○高速自動車国道に関する件（国土交通一〇六八）　四
○登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件（同一〇六九～一〇七一）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁二六）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二〇四、二〇五）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局三四）　六
〔人事異動〕
内閣　人事院　法務省　国税庁　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
登録低引火点燃料船学科講習実施機関の登録（国土交通省）　七
登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関の登録（同）　七
中央労働委員会の委員の候補者の推薦（内閣府公告一）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
社会保険労務士懲戒処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　三〇

内閣官房令

○内閣官房令第九号

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十四条第三項及び第十五条第四項（同法第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定を実施するため、国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年八月十九日　内閣総理大臣　高市　早苗

国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令

国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成二十一年総務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（主宰者の指名の手続）	（主宰者の指名の手続）
第七条　［略］	**第七条**　［同上］
2　主宰者が準用行政手続法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、退職手当管理機関は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。	2　主宰者が準用行政手続法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなったときは、退職手当管理機関は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この内閣官房令の施行の日前に、この内閣官房令による改正前の国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則第七条第二項の規定に基づき行われた新たな主宰者の指名の効力については、なお従前の例による。

その他告示

○農林水産省告示第千百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十九日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県伊達郡桑折町大字南半田字藤倉五五の三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県伊達郡桑折町大字松原字大上森二の三三、二の四八、字山女沢三から五まで、八の一、八の二、九から一四まで、一五の一、一五の二、一六、一七の一、二〇から二三まで、二四の一から二四の三まで、二四の六、二四の八から二四の一〇まで、字長峯二の一、二の三、字胡桃作二七の一、二七の二、四一、四二の一、四二の二、字東山田一の三、五の四、字弁天沢五七の三、大字南半田字芹ノ沢後八、九、一一の一から一一の三まで、字芹ノ沢九、七九の一、八〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東山田一の三、五の四、字弁天沢五七の三、字芹ノ沢後八・字芹ノ沢八〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び桑折町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県額田郡幸田町大字須美字須美南山一の六六二から一の六八二まで、一の六八六から一の六八九まで、一の七四三、一の七八八から一の七九一まで、一の八〇四から一の八七七まで、一の八八五、一の八八八から一の八九八、一の九〇六から一の九一四まで、一の九三八から一の九四一まで、一の九四三から一の九五四まで、一の一〇〇三、一の一〇一、六、一の一〇七五、一の一〇七七、一の一一三〇、一の一一四〇、一の一一四五、一の一二一二、一の一二一四、一の一二二一、一の一二二三、一の一二二七、一の一二二八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び幸田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市木瀬町三ツ塚一六〇の一、一六〇の三、一一六〇の六、間ノ山九六四の二（国有林）、九五五から九五八まで、九五九の一、九六〇、九六二の一、九六二の五から九六二の七まで、九六三の一から九六三の四まで、九六四の一、九六五の一、九六六から九六八まで、九六九の一、九六九の三、荒田一一五四の九（国有林）、一一五四の一、一一五四の三から一一五四の五まで、一一五六、一一五七の一、一一五八の一、一一五九の一、一一五九の五、一一五九の八から一一五九の一一まで、一ノ瀬四三七、一〇三四の一、一〇三四の三から一〇三四の五まで、一〇三五、一〇三六の一、一〇三六の二、一〇三七の一、一〇三七の二、一〇三八の一、一〇三八の二、一〇三九の一、一〇三九の二、一〇四一、一〇四二の一、一〇四二の五、一〇四三、一〇四四、一〇四五の一、一〇四六の三、一〇四七の一、一〇四七の五、一〇四八の一、一〇四八の二、一〇四九の一、一〇五〇の四から一〇五〇の六まで、一〇五一の一、居森場一〇一三から一〇一六まで、隠ケ沢一〇二二の一四、一〇二六、一〇二七の一、一〇二七の二、一〇二九、一〇三〇の一、稽古屋一一六三の一、一一六三の九、一一六三の一〇、一一六九の九、一一七〇の一、一一七一、一一七二、一一七三の一、一一七三の二、一一七四、清水一〇九一の二、一〇九四の二、白貝渡九七〇の一一、九七〇の一八、九七一の一、九七一の四、九七一の五、九七一の七から九七一の一〇まで、九七一の一四、高曽一〇六七の二、一〇六八の二、一〇六八の三、竹ノ下一〇七九の一、一〇八〇の一から一〇八〇の三まで、一〇八一の一から一〇八一の三まで、一〇八二の一から一〇八二の五まで、一〇八三の一から一〇八三の三まで、一〇八四、一〇八五、徳万場一一四六の一〇・一一四六の一一（以上二筆国有林）、一一四六の三、一一四六の一七、一一四六の一九、一一四六の二一から一一四六の二三まで、一一四六の二五、一一四六の二六、一一四六の三二、一一四六の三三、一一五一の一から一一五一の三まで、韮川一一八三の一、一一八八の一から一一八八の四まで、一一八九の一から一一八九の四まで、浜居場一〇一〇の三、一〇一二、万作平一〇六三の四（国有林）、一〇六〇の一、一〇六〇の六、一〇六一、一〇六二の一、一〇六二の二、一〇六三の一から一〇六三の三まで、一〇六四の二、一〇六四の四、一〇六四の五、溝田一〇三一、一〇三三の一、向戸一一一〇から一一一三まで、一一一四の一から一一一四の三まで、一一一五、一一一六、一一一七の一、一一一七の二、一一八、一一二三、一一二四の五、一一二四の七、一一二五の一、一一二六の二、一一二六の一五、一一二七の九、上ケ平一一三四の一、一一三四の四、一一三四の六、一一三四の一〇、一一三五から一一三八まで、一一三九の一、入洞九八六、九八七、海老田一一八一の一、一一八一の二、一一八二、中貝渡九八九、大平町郷ケ根一の一八・一の一九・二七の三・二七の四（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県瀬戸市上半田川町一一二四の一、一一三三の二、一一三八の五二から一一三八の五五まで、一一三八の五七、一一三八の六二、一一三八の六五、一一三八の七〇、一一三八の七二から一一三八の七五まで、一一四四の六、一一四四の九、一一六四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福岡県宮若市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀県佐賀市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、佐賀市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀県杵島郡白石町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
佐賀県嬉野市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び白石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県あわら市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　潮害の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及びあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年八月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県大野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
大野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県大野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　干害の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県大野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　なだれの危険の防止
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
大野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千六十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月十九日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年八月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
中国縦貫自動車道	安芸太田町大字津浪字丸山一〇五九五番四から同町大字津浪字本郷一六五八番一〇まで	前	最大 八二	五三三
		後	最小 二四	
			最大 一一二	
			最小 二三	

○国土交通省告示第千六十九号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年七月三十日	有限会社新西海自動車学校	長崎県西海市西彼町上岳郷一二三八番地三	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第千七十号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年七月三十日	一般社団法人全国軽貨物協会	東京都港区新橋四丁目三一番三号第三名和ビル	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第千七十一号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年八月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年七月三十一日	株式会社Ｔｒａｓａｕｒｏｕ	千葉県柏市高柳八〇一番地一	貨物軽自動車安全管理者講習

○海上保安庁告示第二十六号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年八月十九日

海上保安庁長官　宮澤　康一

名称	津居山港東導流堤立標
位置	
所在地	兵庫県津居山港（東導流堤外端）
北緯	三五―三九―〇一
東経	一三四―五〇―二二
高さ	地上から構造物の頂部まで六・三メートル
設置年月日	令和八年三月五日
記事	一　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。 二　但馬漁業協同組合津居山支所管理
廃止年月日	

名称	津居山港東導流堤灯台
位置	
所在地	兵庫県津居山港（東導流堤外端）
北緯	三五―三九―〇一
東経	一三四―五〇―二二
廃止年月日	令和八年二月十八日

名称	小砂川港第一防波堤灯台
位置	
所在地	秋田県にかほ市（小砂川港第一防波堤外端）
北緯	三九―〇七―一五
東経	一三九―五二―三二
廃止年月日	令和八年二月二十四日

名称	下田港洲佐利埼沖Ａ灯浮標
位置	
所在地	下田港西防波堤灯台（静岡県下田港）の南西方約一・四キロメートル
北緯	三四―三九―三五
東経	一三八―五六―四四
廃止年月日	令和八年二月二十七日

名称	下田港洲佐利埼沖Ｂ灯浮標
位置	
所在地	静岡県下田港（下田港西防波堤灯台の南南西方約八九〇メートル）
北緯	三四―三九―四五
東経	一三八―五六―五八
廃止年月日	令和八年二月二十七日

名称	下田港洲佐利埼沖Ｃ灯浮標
位置	
所在地	静岡県下田港（下田港西防波堤灯台の南南西方約一・一キロメートル）
北緯	三四―三九―三六
東経	一三八―五七―〇五
廃止年月日	令和八年二月二十七日

名称	下田港洲佐利埼沖Ｄ灯浮標
位置	
所在地	下田港西防波堤灯台（静岡県下田港）の南南西方約一・四キロメートル
北緯	三四―三九―二八
東経	一三八―五六―五六
廃止年月日	令和八年二月二十七日

名称	ＪＦＥスチール扇島導灯（前灯）
位置	
所在地	京浜港川崎区（川崎東扇島防波堤西灯台の北西方約一・五キロメートル）
北緯	三五―二九―一八
東経	一三九―四四―一四
廃止年月日	令和八年三月五日

名称	ＪＦＥスチール扇島導灯（後灯）
位置	
所在地	京浜港川崎区（前灯の北北西方約一三〇メートル）
北緯	三五―二九―二二
東経	一三九―四四―一一
廃止年月日	令和八年三月五日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｂ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四〇
東経	一四〇―〇〇―三四
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｃ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｄ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｅ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｆ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｇ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｈ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｉ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｊ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｋ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｌ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｍ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｎ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｏ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｐ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｑ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｒ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｓ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｔ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｕ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｖ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｗ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｘ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｙ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｚ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＡ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＢ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＣ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＤ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＥ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＦ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＧ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＨ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＩ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＪ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＫ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＬ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＭ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＮ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＯ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＰ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＱ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＲ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＳ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＴ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＵ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＶ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＷ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＸ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＹ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＡＺ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＡ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＢ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＣ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＤ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＥ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＦ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＧ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＨ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＩ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＪ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＫ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＬ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＭ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＮ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＯ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＰ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＱ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＲ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＳ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＴ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＵ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＶ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＷ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＸ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＹ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＢＺ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＣＡ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＣＢ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＣＣ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＣＤ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
廃止年月日	令和八年三月九日

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域ＣＥ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域E灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯　三五－三七－四四
東経　一四〇－〇〇－四九
廃止年月日　令和八年三月九日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域F灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯　三五－三七－四〇
東経　一四〇－〇〇－五四
廃止年月日　令和八年三月九日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域H灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北緯　三五－三七－三二
東経　一四〇－〇〇－五四
廃止年月日　令和八年三月九日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域I灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・九キロメートル）
北緯　三五－三七－二八
東経　一四〇－〇〇－四九
廃止年月日　令和八年三月九日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域K灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北緯　三五－三七－二八
東経　一四〇－〇〇－三九
廃止年月日　令和八年三月九日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域L灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯　三五－三七－三二
東経　一四〇－〇〇－三四
廃止年月日　令和八年三月九日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域A灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯　三五－三七－三六
東経　一四〇－〇〇－二九
廃止年月日　令和八年三月十日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域D灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯　三五－三七－四八
東経　一四〇－〇〇－四四
廃止年月日　令和八年三月十日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域G灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北緯　三五－三七－三六
東経　一四〇－〇〇－五九
廃止年月日　令和八年三月十日

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域J灯浮標
位置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）
北緯　三五－三七－二四
東経　一四〇－〇〇－四四
廃止年月日　令和八年三月十日

名称　JFEスチール扇島第一号灯浮標
位置
所在地　京浜港川崎区（横浜大黒防波堤東灯台の東方約三・八キロメートル）
北緯　三五－二七－四四
東経　一三九－四四－五四
廃止年月日　令和八年三月二十日

名称　JFEスチール扇島第二号灯浮標
位置
所在地　京浜港川崎区（横浜大黒防波堤東灯台の東北東方約四・七キロメートル）
北緯　三五－二八－〇〇
東経　一三九－四五－二五
廃止年月日　令和八年三月二十一日

名称　熊本県漁連長洲港南沖灯浮標
位置
所在地　長洲港北防波堤灯台（熊本県長洲港）の南方約六・六キロメートル
北緯　三二－五一－四八
東経　一三〇－二六－〇七
撤去年月日　令和八年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連菊池川口南西沖第一号灯浮標
位置
所在地　大正開港一号防波堤灯台（熊本県玉名市）の南西方約七・六キロメートル
北緯　三二－五〇－〇四
東経　一三〇－二七－二一
撤去年月日　令和八年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連菊池川口南西沖第二号灯浮標
位置
所在地　大正開港一号防波堤灯台（熊本県玉名市）の南西方約七・七キロメートル
北緯　三二－四九－五九
東経　一三〇－二七－二八
撤去年月日　令和八年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連緑川口西沖第一号灯浮標
位置
所在地　赤瀬港沖防波堤北灯台（熊本県宇土市）の北北西方約七・七キロメートル
北緯　三二－四三－三二
東経　一三〇－二八－四八
撤去年月日　令和八年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連緑川口西沖第二号灯浮標
位置
所在地　赤瀬港沖防波堤北灯台（熊本県宇土市）の北北西方約六・八キロメートル
北緯　三二－四三－〇〇
東経　一三〇－二八－五一
撤去年月日　令和八年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連熊本港北西沖第一号灯浮標
位置
所在地　河内灯台（熊本県熊本市）の西南西方約九・五キロメートル
北緯　三二－四七－五七
東経　一三〇－二九－〇八
撤去年月日　令和八年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連熊本港北西沖第二号灯浮標
位置
所在地　住吉灯台（熊本県宇土市）の北西方約一四キロメートル
北緯　三二－四七－二三
東経　一三〇－二八－三五
撤去年月日　令和八年四月五日
記事　一時変更

名称　熊本県漁連赤瀬港北西沖灯浮標
位置
所在地　三角灯台（熊本県上天草市）の北東方約六・〇キロメートル
北緯　三二－三九－二六
東経　一三〇－二九－四四
撤去年月日　令和八年四月五日
記事　一時変更

○関東地方整備局告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月十九日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局北首都国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月十九日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員	延長
茨城県猿島郡五霞町大字幸主字本田四五七番から同郡境町みらい平二丁目一八番まで	○・○○～一二・二二メートル	八・一一三キロメートル

(四) 指定する期日　令和八年八月十九日

○関東地方整備局告示第二百五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月十九日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茨城県猿島郡五霞町大字幸主字幸館九九三番地先から同郡境町みらい平二丁目一八番まで	前	二二・〇〇～二四六・六四メートル	七・六七一キロメートル
	後	二二・〇〇～二四六・六四メートル	七・六七一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月十九日

北陸地方整備局長　植田　雅俊

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号、八号、十七号、四十九号、四百三号及び四百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新潟市中央区本町通七番町一〇五四番一から同市中央区沼垂東二丁目二一九番五まで	前　A	二二・九〇～六〇・〇〇メートル	二・三六一キロメートル	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前　B	三三・五〇～一三〇・二〇〇メートル	一・五二二キロメートル	
	後　A	二二・九〇～六〇・〇〇メートル	二・三六一キロメートル	
	後　B・C	三・五六～一三〇・二〇〇メートル	一・七五二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

人事異動

内閣

○国土交通大臣臨時代理解職

国務大臣　鈴木　憲和

国土交通大臣金子恭之帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（八月十四日）

人事院

（厚生労働省労働基準局補償課労災補償訟務分析官）　黒田　修

公務員研修所教務部政策研修分析官に転任させる（公務員研修所教務部政策研修分析官）　岩崎　克則

厚生労働省に出向させる（以上八月七日）

法務省

（東京高等検察庁検事）検事　須田　大

東京地方検察庁検事に併任する（八月十三日）

○定年退官

千葉区検察庁副検事井幡信幸は、検察庁法第二十二条第一項の規定により八月十四日限り定年退官

国税庁

（国税庁長官官房付）財務事務官　山下　和博

国税庁徴収部長を命ずる（国税庁徴収部長）同　山崎　博之

辞職を承認する（以上七月三十一日）

（財務省大臣官房付）財務事務官　河邑　忠昭

国税庁調査査察部長を命ずる（国税庁調査査察部長）同　斎須　朋之

広島国税局長を命ずる（以上八月一日）

叙位・叙勲

○叙勲

旭日双光章を授ける（各通）

新垣　昇　内田　浩幹　小野里　勝　近藤　恭右　島内甚右エ門　相馬　壽雄　田畑　富徳　富澤　俊明　中島　靖夫　西村　亨　藤井源一郎　吉田　幸策

旭日単光章を授ける（各通）

朝田　武　大石　尚夫　神谷　乗吉　草山　忠昭　酒井　英政　高橋　弘　田崎　芳作　寺門　延幸　山田　邦男

瑞宝小綬章を授ける（各通）

相田　邦夫　秋野　達雄　阿部　信幸　飯塚　實　池上健次郎　猪又　忠思　上椙　信雄　埋橋　榮一　内山　正忠　及川　勲　大塚多喜夫　奥井　貞市　風間　政壽　家根谷功一　神山　雅元　喜多　泰征　木下　虎次　工藤　榮一　磯部　東祐　大高　忠朗　川戸　良夫　腰原　基弘　坂本　恒樹　高村　義男　田中　治　中島　信義　青木　登　浅井　利一　荒井　亮一　飯野ハツエ　池田　昌弘　岩田　泰子　植竹　忠明　内田　博巳　宇都宮長男　及川　慶志　大日向フミ子　奥山　博盟　加治　澄　上岡　幸定　菊地　隆雄　北城　忍　木村　芳聰　久保　隆　宇良　宗政　大谷　直樹　河野　貞夫　小宮山　隆　澁田　三孝　竹川日出男　田中　孝夫　保坂　良住　青柳　正文　芦田　孝　有井　弘　家城勇太郎　井出　光義　岩田　裕司　上野　勲　内堀　博之　遠藤　隆司　大城　正功　岡部　保　御子　暢秀　加藤　隆雄　神谷　勝司　菊地　忠敬　木之下　明　草野　巍久　久保　朋彦

叙勲　江原　一也　中島　育男　本多　耕三　旭日双光章を授ける（各通）　糸井　正巳　伊藤　正勝　内田　浩幹　大井　友夫　長船　泰久　小野里　勝　川合　俊雄　小迫　久嗣　近藤　恭右　後藤　且也　坂本　光明　島袋　裕　瀬戸　實　島内甚右エ門　尊田　良昭　竹本二三四　相馬　壽雄　角田　義一　寺島　貞弘　田畑　富徳　堂畑　忠雄　堂畑　義雄　富澤　俊明　中村　芳正　西井　一衛　中島　靖夫　平田　昌利　福良　博　西村　亨　藤井源一郎　前島　光宏　森本　一雄　吉田　幸策

久保田　勝　倉持　裕一　倉本　哲士
河野　宗生　小嶋　誠子　小林　茂
小林　正巳　近藤　忠志　後藤　晶基
後藤　昇　後藤　正明　齊藤　正志
酒井　義明　阪上　光正　榊田　武夫
榊原　武志　坂本　幸隆　佐々木　巖
佐々木正夫　笹原　忠幸　佐藤　健
佐藤　廣　澤　正樹　繁田　隆雄
島貫　光子　島袋　護　下谷　和一
白岩　幸　菅野喜平治　杉浦　和之
杉山　欽明　鈴木　一朗　鈴木　里美
鈴木　忠征　鈴木　俊昭　鈴木　利子
鈴木　保夫　鈴木　良治　清野　熊雄
関戸　勇雄　関根　京子　高島　碩男
高田　悦夫　高橋　和夫　高橋　祐一
高見憲太郎　滝口　雅子　竹内　啓二
田中　捷昭　田中　寅男　田中　信子
田中　秀典　田中　正夫　田中　嘉昭
谷口　正　多羅尾　進　佃　常觀
土屋　お磨枝　坪谷　俊昌　寺本　孝義
徳村　正　徳本　光男　豊田　徳良
中田　篤彦　中西　貞夫　中村　清
中山　博義　奈良　和子　西野　忠夫
西村　統兆　丹羽　龍美　野口　雄三
野地　實　野尻　和孝　野田　和義
橋本　忠久　橋本　英明　林　藤一
林　延昭　葉山　公久　半澤　健二
馬場園益男　平川　昇　平田　剛
平塚美枝子　深野　一郎　福田　海朗
福本　郁榮　藤田　剛　藤原マサ子
古谷　信一　町田たか子　松村　香
丸山　一衛　水戸　弘一　嶺岸　旭
已野　正義　宮入　久　宮城　克松
村上　順治　村松　忠夫　本仲　勉
百瀬　壽彦　矢後　浩　八代　育郎
八橋　政勝　柳田　正子　矢原　大和
屋富祖幸榮　山岸　巖　山中　道博
山根　貞治　山本　知央　百合岡孝夫
横田　昇　吉岡　弘海　吉田　信
渡邉　富夫

瑞宝双光章を授ける（各通）

今井　吉之　宇佐美隆子　川村忠一郎
小林　四郎　月村　直子　出口　芳伸
西村　孝義　三宅　一弘

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月一日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から六月二十六日ジブチ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月十四日御答信があった。

天皇陛下から六月二十六日セーシェル大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月十七日御答信があった。

天皇陛下から六月十一日フィリピン大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月二十一日御答信があった。

御答電

天皇陛下から令和七年十二月十七日カタール首長殿下へ発せられた御祝電に対し、七月二十一日御答電があった。

天皇陛下から六月十五日エジプト大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月二十九日御答電があった。

天皇陛下から六月十二日英国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、七月二十九日御答電があった。

天皇陛下から六月十二日タイ国王陛下へ発せられた御弔電に対し、七月三十一日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

登録低引火点燃料船学科講習実施機関の登録

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の22及び第77条の６の23の規定に基づき、下記の者を登録低引火点燃料船学科講習実施機関として登録したので、同規則第77条の６の26において準用する第77条の６の16の規定に基づき公示する。

令和８年８月19日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日及び登録番号

令和８年７月30日

登録低引火点燃料船学科講習実施機関第２号

２．登録低引火点燃料船学科講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

川崎汽船株式会社

東京都千代田区内幸町二丁目１番１号

取締役代表執行役社長　五十嵐武宣

３．登録低引火点燃料船学科講習事務を行う事務所の名称及び所在地

川崎汽船研修所

東京都町田市成瀬６丁目８－43

４．登録低引火点燃料船学科講習事務を開始する日

令和８年７月１日

登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関の登録

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第91条の２及び第91条の３の規定に基づき、下記の者を登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関として登録したので、同規則第91条の６の規定により準用する第91条の規定に基づき公示する。

令和８年８月19日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録年月日及び登録番号

令和８年７月30日

登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関第２号

２．登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

川崎汽船株式会社

東京都千代田区内幸町二丁目１番１号

取締役代表執行役社長　五十嵐武宣

３．登録低引火点燃料船安全担当者講習事務を行う事務所の名称及び所在地

川崎汽船研修所

東京都町田市成瀬６丁目８－43

４．登録低引火点燃料船安全担当者講習事務を開始する日

令和８年７月１日

○内閣府公告（中央労働委員会の委員の候補者の推薦）第１号

中央労働委員会の委員の任期が令和九年一月二十六日をもって満了するため、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第十九条の三第二項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十条第一項の規定により、中央労働委員会の委員の候補者の推薦を求めるものとし、推薦に係る手続を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

1　労働組合法施行令第二十条第一項の使用者を代表する委員の候補者の推薦に係る提出書類

一　別記様式一の推薦書

二　被推薦者の履歴書二部

三　中央労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書

2　労働組合法施行令第二十条第一項の労働者を代表する委員の候補者の推薦に係る提出書類

一　別記様式二の推薦書

二　被推薦者の履歴書二部

三　中央労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書

四　推薦に係る労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書

3　推薦書類の提出期限

令和八年九月三十日

4　推薦書類の提出先

厚生労働省労働基準局労働関係法課

（〒一〇〇－八九一六　東京都千代田区霞が関一－二－二中央合同庁舎第五号館）

別記様式一

令和８年　月　日

内閣総理大臣　高市　早苗　殿

組織名

代表者名

中央労働委員会の使用者を代表する委員の候補者の推薦について

労働組合法第19条の３第２項及び労働組合法施行令第20条第１項の規定による中央労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏名	年齢	現職	略歴	備考

（注）備考欄に「一般企業担当委員」又は「行政執行法人担当委員」の別を記載すること。

なお、「一般企業担当委員」とは、労働組合法第19条の３第２項に規定する「使用者委員のうち４人」の委員以外の委員をいい、「行政執行法人担当委員」とは、「使用者委員のうち４人」の委員をいう。

別記様式二

令和８年　　月　　日

内閣総理大臣　高市　早苗　殿

組織名

代表者名

中央労働委員会の労働者を代表する委員の候補者の推薦について

労働組合法第19条の３第２項及び労働組合法施行令第20条第１項の規定による中央労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏　名	年齢	現　　職	略歴	備　考

㈱　備考欄に「一般企業担当委員」又は「行政執行法人担当委員」の別を記載すること。

なお、「一般企業担当委員」とは、労働組合法第19条の３第２項に規定する「労働者委員のうち４人」の委員以外の委員をいい、「行政執行法人担当委員」とは、「労働者委員のうち４人」の委員をいう。

公　　告

諸　事　項

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の２第１項及び同法第25条の３の規定に基づき、令和８年７月26日から７か月の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

令和８年８月19日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

社会保険労務士　藤井　　薫
事務所の名称　藤井社会保険労務士事務所
事務所の所在地　福島県いわき市平字小太郎町３－１パークサイト小太郎201
社会保険労務士登録番号　第07090001号
懲戒処分の対象となった行為　故意に、真正の事実に反して申請書等の作成を行ったこと、及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったこと

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の３の規定に基づき、令和８年８月１日失格処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

令和８年８月19日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

社会保険労務士　三藤　慎也
事務所の名称　ＳＯＧＯ社会保険労務士法人
事務所の所在地　山口県山口市小郡下郷2193―２
社会保険労務士登録番号　第44090009号
懲戒処分の対象となった行為　社会保険労務士の業務の停止処分の期間中に社会保険労務士の業務を行ったこと

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和　８年（家）第３００２７号
広島県三次市十日市中二丁目８番１号
申立人　三次市長福岡誠志
本籍広島県三次市三良坂町仁賀296番地１
最後の住所広島県三次市三良坂町仁賀296番地１
死亡の場所広島県三次市
死亡年月日推定令和８年５月27日
出生の場所広島県双三郡三良坂町
出生年月日昭和31年３月16日
職業不明　　被相続人　亡　沼田　良之
事務所広島市中区袋町８番14－703号
相続財産清算人　司法書士　那須野万記子
催告期間満了日　令和９年３月20日
広島家庭裁判所三次支部

令和８年（家）第８０２５０号
埼玉県北本市朝日二丁目２３８番地
申立人　ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人
本籍広島県江田島市江田島町小用一丁目７８２０番地２
最後の住所埼玉県北本市朝日２丁目２３８番地ワコーレＲＧ北本Ｇ－６０６
死亡の場所埼玉県上尾市
死亡年月日令和２年１月２４日
出生の場所埼玉県熊谷市
出生年月日昭和１２年１月２４日
職業不明　　被相続人　亡　濵根　澄子
事務所埼玉県さいたま市中央区大戸１－３－６中浦和法律事務所
相続財産清算人　弁護士　平本　沙乙里
催告期間満了日　令和９年３月２７日
さいたま家庭裁判所

令和８年（家）第５８２号
千葉県茂原市鷲巣２９５番地８
申立人　茂原市長　市原　淳
本籍北海道札幌市北区新琴似十二条十三丁目１１２９番地
最後の住所千葉県茂原市大芝３１５番地３
死亡の場所千葉県茂原市
死亡年月日平成２３年２月３日
出生の場所北海道美唄市
出生年月日昭和２９年７月８日
職業　不明　被相続人　亡　山下　敏明
事務所　千葉県茂原市鷲巣２９５番地８
相続財産清算人　司法書士　麻生　武
催告期間満了日　令和９年４月１７日
千葉家庭裁判所一宮支部

令和８年（家）第７１３号
岐阜県土岐市泉中窯町３丁目37番地
申立人　山田　春久
同手続代理人弁護士　安井　典高
本籍岐阜県土岐市泉西窯町三丁目31番地１
最後の住所岐阜県土岐市泉西窯町３丁目31番地
死亡の場所岐阜県多治見市
死亡年月日令和７年10月６日
出生の場所岐阜県土岐郡泉町
出生年月日昭和21年５月20日
職業無職　　被相続人　亡　今井　敏美
岐阜県多治見市大日町２１　大日ビル３号
多治見ききょう法律事務所
相続財産清算人　弁護士　木下　貴子
催告期間満了日　令和９年２月26日
岐阜家庭裁判所多治見支部

令和８年（家）第７１１５０号
京都府城陽市寺田東ノ口１６番地、１７番地
申立人　城陽市
本籍京都府城陽市枇杷庄鹿背田１０４番地３１
最後の住所東京都世田谷区池尻２丁目３４番１８－７０４号
死亡の場所東京都目黒区
死亡年月日令和５年３月２２日
出生の場所京都府京都市下京区
出生年月日昭和２４年１月３０日
職業　不明　被相続人　亡　村田　秀雄
事務所　東京都千代田区丸の内２丁目６番１号丸の内パークビルディング　森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
相続財産清算人　弁護士　梅本　麻衣
催告期間満了日　令和９年３月１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第７１０５５号
東京都世田谷区船橋４－４－１６
申立人　岡野　信久
本籍東京都世田谷区桜新町二丁目３３０番地
最後の住所東京都世田谷区桜新町二丁目１番６号
死亡の場所東京都世田谷区
死亡年月日令和７年１１月２９日
出生の場所東京都目黒区
出生年月日昭和２５年６月２日
職業　無職　被相続人　亡　五味　正明
事務所　東京都中央区銀座２丁目５番７号ＧＭ－２ビル６階　寺本法律会計事務所
相続財産清算人　弁護士　寺本　吉男
催告期間満了日　令和９年３月１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第３０２１号
茨城県結城市川木谷２－３－17グランデ川木谷Ｂ101
申立人　鷺谷　真由
本籍茨城県筑西市下高田499番地
最後の住所茨城県筑西市下高田499番地
死亡の場所茨城県筑西市
死亡年月日令和７年５月25日
出生の場所茨城県下館市
出生年月日昭和31年１月５日
職業無職　　被相続人　亡　鷺谷　義勝
事務所茨城県下妻市大園木2839－１大建ビル２階つくばね法律事務所
相続財産清算人　弁護士　関　健太郎
催告期間満了日　令和９年３月１日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和８年（家）第８０８４１号
大阪府枚方市香里ケ丘３－７－６
申立人　小池　康弘
本籍大阪府大阪市住之江区住之江二丁目３番
最後の住所大阪府大阪市住之江区北島三丁目４番１７号
死亡の場所大阪府大阪市住之江区
死亡年月日令和５年４月１０日
出生の場所大阪府大阪市住吉区
出生年月日昭和２４年２月１２日
職業　無職　　被相続人　亡　小池　俊一
住所　大阪市北区中之島２－２－７中之島セントラルタワー２４階
相続財産清算人　弁護士　大沼　剛
催告期間満了日　令和９年３月２４日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第８０７７１号
大阪府交野市私部１丁目１番１号
申立人　交野市長
本籍大阪府寝屋川市寝屋一丁目９１４番地
最後の住所大阪府交野市星田４丁目８番１２号
死亡の場所大阪府交野市
死亡年月日令和６年９月２１日頃から３０日頃までの間
出生の場所大阪府大阪市天王寺区
出生年月日昭和２８年１２月２７日
職業　無職　　被相続人　亡　山本　惠昭
住所　大阪市天王寺区上本町６－９－１０青山ビル本館４０７－１号
相続財産清算人　弁護士　疋田　優
催告期間満了日　令和９年３月２４日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第２１０１号
愛知県豊橋市三ノ輪町本興寺51番25　チェリーメリー１Ｆ
申立人　特定非営利活動法人豊橋市民成年後見センター
本籍愛知県豊川市小坂井町樫王69番、70番合併地
最後の住所愛知県豊橋市小松原町字浜41番地　王寿園
死亡の場所愛知県豊橋市
死亡年月日令和８年４月25日
出生の場所愛知県宝飯郡小坂井町
出生年月日昭和17年９月17日
職業無職
被相続人　亡　安藤充治郎
事務所愛知県蒲郡市旭町10番19号　スペースワイズビル２階Ｃ号室　加藤法律事務所
相続財産清算人　弁護士　加藤　　雄
催告期間満了日　令和９年３月１日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和８年（家）第９０５０号
秋田県潟上市天王字追分西１－９
申立人　小林　正志
本籍秋田県南秋田郡井川町保野子字堀合22番地
最後の住所秋田県南秋田郡井川町保野子字堀合22番地
死亡の場所秋田県秋田市
死亡年月日平成15年５月26日
出生の場所秋田県南秋田郡上井河村
出生年月日昭和５年３月８日
職業無職　　被相続人　亡　小林ナツヱ
秋田市山王６－９－１　五晃ビル２階　山本法律事務所
相続財産清算人　弁護士　山本　隆弘
催告期間満了日　令和９年３月15日
秋田家庭裁判所

令和８年（家）第３００６８号
静岡市清水区北矢部町２丁目10番32号
申立人　長谷川　春美
静岡市清水区能島474－6
申立人　川島　富男
本籍大分県大分市大字森町656番地
最後の住所静岡市清水区二の丸町７番21号　コープハイツ二の丸302号
死亡の場所静岡県静岡市清水区
死亡年月日令和７年９月５日
出生の場所大分県大分郡鶴崎町
出生年月日昭和29年３月24日
職業不明　被相続人　亡　山村　忠生
静岡市葵区西草深町９－４　静岡のぞみ法律特許事務所
相続財産清算人　弁護士　坂野　史子
催告期間満了日　令和９年３月15日
静岡家庭裁判所

令和８年（家）第４１１２号
大阪府羽曳野市誉田４丁目１番１号
申立人　羽曳野市
本籍　不詳
最後の住所　不詳
死亡の場所　大阪府羽曳野市高鷲四丁目９番藤井寺グリーンハイツ４号棟２１１号室桐山方
死亡年月日令和７年２月中旬頃（推定）
出生の場所不詳
出生年月日不詳
職業　不詳　　被相続人　亡　氏名不詳（年齢８０～９０歳位女性、身長１３８ｃｍ、細身、白髪まじりの黒髪で長さは約３１ｃｍ）
事務所　大阪府堺市堺区戎島町４丁４５番地１　ポルタス・センタービル１２階
相続財産清算人　弁護士　唐﨑　浩司
催告期間満了日　令和９年３月１６日
大阪家庭裁判所堺支部

令和８年（家）第７１１９４号
東京都葛飾区立石５丁目１３番１号
申立人　葛飾区長
本籍東京都葛飾区西新小岩４丁目２１６６番地
最後の住所東京都葛飾区西新小岩４丁目９番１３号
死亡の場所東京都葛飾区
死亡年月日令和３年１月１３日頃
出生の場所長野県小諸市
出生年月日昭和３６年１月１４日
職業　不明　被相続人　亡　松田　修一
事務所　東京都千代田区丸の内３－４－２新日石ビル１０階　田辺総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　加野　理代
催告期間満了日　令和９年３月１日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第１１２２号
高知市大津乙１２３３番地１
申立人　中村　吉作
本籍高知県高知市布師田１６７２番地３
最後の住所高知市布師田１６７２番地３
死亡の場所高知県高知市
死亡年月日令和８年４月２６日
出生の場所山口県下関市
出生年月日昭和１４年９月１１日
職業　無職　被相続人　亡　山中　秀昭
事務所　高知市大津乙１２３３番地１
相続財産清算人　司法書士　中村　吉作
催告期間満了日　令和９年３月１０日
高知家庭裁判所

令和８年（家）第９１４５号
北九州市小倉北区昭和町15番21号
申立人　合資会社城戸崎商事部
本籍大阪府泉南市樽井４丁目1916番地
最後の住所北九州市小倉北区昭和町15番16－304号
死亡の場所北九州市小倉北区
死亡年月日令和７年９月９日
出生の場所大阪府泉南郡西鳥取村
出生年月日昭和13年11月21日
職業不明　被相続人　亡　東野　孚稔
事務所北九州市八幡西区折尾４－６－16　折尾ＹＳビル３階　折尾駅前法律事務所
相続財産清算人弁護士　山下　拓也
催告期間満了日　令和９年３月15日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和８年（家）第８０６７４号
大阪府箕面市瀬川１丁目１５番地１０号
申立人　米安　亜希
本籍岐阜県羽島市下中町石田１５４０番地１
最後の住所大阪府大阪市都島区友渕町１丁目６番４－１２０６号
死亡の場所大阪府大阪市都島区
死亡年月日令和８年２月６日
出生の場所大阪府大阪市天王寺区
出生年月日昭和６０年４月７日
職業　ウェブメディア運営　　被相続人　亡　高橋　和也
住所　大阪市北区梅田１－１１－４－１６０７　大阪駅前第４ビル１６階
相続財産清算人　弁護士　村上　崇
催告期間満了日　令和９年３月３０日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第８０９０６号
東京都世田谷区用賀四丁目１０番１号
申立人　株式会社東急コミュニティー
本籍高知県高知市堺町７９番地
最後の住所大阪府吹田市藤白台４丁目１１番７号
死亡の場所大阪府吹田市
死亡年月日令和７年１２月１６日
出生の場所大阪府大阪市北区
出生年月日昭和２３年５月１２日
職業　弁護士　　被相続人　亡　小松　陽一郎
住所　大阪市北区西天満６－７－２ＳＲビル梅新５階
相続財産清算人　弁護士　上田　憲
催告期間満了日　令和９年３月３０日
大阪家庭裁判所

令和８年（家）第４０１４９号
東京都千代田区霞が関一丁目１番１号
申立人　国
本籍　兵庫県神戸市長田区五番町五丁目２番地１
最後の住所　神戸市長田区五番町５丁目２番地の３０
死亡の場所　兵庫県明石市
死亡年月日　令和4年8月15日
出生の場所　兵庫県神戸市長田区
出生年月日　昭和40年9月1日
職業　不明　被相続人　亡　中濵　則子
神戸市中央区中町通２丁目１番１８号ＪＲ神戸駅ＮＫビル７階　神戸セジョン外国法共同事業法律事務所
相続財産清算人　弁護士　白　承　豪
催告期間満了日　令和9年3月10日
神戸家庭裁判所

令和８年（家）第３００９号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構代表者代表取締役　須藤　洋
本籍山口県山陽小野田市大字小野田2850番地５
最後の住所山口県山陽小野田市大字小野田2850番地５
死亡の場所山口県山陽小野田市
死亡年月日令和６年２月５日
出生の場所山口県小野田市
出生年月日昭和27年３月３日
職業不明　被相続人　亡　田中　一男
山口県宇部市新天町一丁目２番38号新天町ビル３Ｆ
相続財産清算人　司法書士　林　萬守
催告期間満了日　令和９年３月15日
山口家庭裁判所船木出張所

令和８年（家）第７１３８号
福島市瀬上町字明光町31番地の１　リーベンスハイムＥ201
申立人　後藤　峰子
本籍福島県福島市中町66番地１
最後の住所福島市曽根田町３番21号　メープルハイム苑華
死亡の場所福島県伊達市
死亡年月日令和７年10月27日
出生の場所福島県福島市
出生年月日昭和35年５月21日
職業不明
被相続人　亡　本間文佐子
福島市松木町７番17号　あぶくま法律事務所
相続財産清算人　鈴木　雅貴
催告期間満了日　令和９年３月31日
福島家庭裁判所

令和８年（家）第７１４４号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍東京都国立市富士見台４丁目９番地の９
最後の住所福島県二本松市細野80番地51
死亡の場所福島県福島市
死亡年月日令和７年１月13日
出生の場所佐賀県佐賀市
出生年月日昭和35年４月９日
職業不明
被相続人　亡　小川　信彦
福島市霞町５番25号　紺野法律事務所
相続財産清算人　鈴木　靖裕
催告期間満了日　令和９年３月31日
福島家庭裁判所

令和８年（家）第７４３８号
岐阜市神田町６丁目11番地
申立人　岐阜信用金庫
本籍名古屋市中川区かの里２丁目５05番地１
最後の住所愛知県瀬戸市今池町58番地の１シャトレ愛松瀬戸６03
死亡の場所名古屋市中村区
死亡年月日令和７年10月25日
出生の場所名古屋市北区
出生年月日昭和47年３月９日
職業会社員　被相続人　亡　伊藤　慎悟
事務所名古屋市中区丸の内２丁目12番13号　丸の内プラザビル４階　弁護士法人せいわ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　布留谷　望
催告期間満了日　令和９年３月１日
名古屋家庭裁判所

令和８年（家）第２０１２８号
山梨県甲府市中央１丁目１２番３０号　小野法律事務所
申立人　馬場　健治
本籍山梨県中央市布施１１９８番地６１
最後の住所山梨県中央市布施１１９８番地６１
死亡の場所山梨県甲斐市
死亡年月日令和８年４月２０日
出生の場所山梨県甲府市
出生年月日昭和３７年７月６日
職業　無職　被相続人　亡　今井　恵
事務所山梨県甲府市中央１丁目１２番３０号　小野法律事務所
相続財産清算人　弁護士　馬場　健治
催告期間満了日　令和９年２月２８日
甲府家庭裁判所

令和８年（家）第３０２２９号
山口県岩国市玖珂町4665番地３
申立人　松﨑　明美
本籍広島県呉市倉橋町3774番地
最後の住所広島県安芸郡府中町八幡２丁目13番39号
死亡の場所広島県安芸郡府中町
死亡年月日平成26年11月５日
出生の場所広島県安芸郡倉橋町
出生年月日昭和29年５月11日
職業自営業
被相続人　亡　小玉　伸喜
広島市中区鉄砲町１番20号
相続財産清算人　文田　伸
催告期間満了日　令和９年２月28日
広島家庭裁判所

令和８年（家）第１７００５号
沖縄県宮古島市平良字西里59番地１
申立人　ＢＳＢ株式会社
本籍神奈川県茅ヶ崎市松が丘２丁目10番
最後の住所沖縄県宮古島市平良字西里59番地１　２Ｆ東
死亡の場所沖縄県宮古島市
死亡年月日令和６年12月21日
出生の場所神奈川県茅ヶ崎市
出生年月日昭和58年５月26日
職業無職　被相続人　亡　馬場　壮太
沖縄県那覇市楚辺２丁目１番24号ＡＺソベ５階
相続財産清算人　小林　健一
催告期間満了日　令和９年２月27日
那覇家庭裁判所平良支部

令和８年（家）第１３８号
大阪府東大阪市荒本北一丁目１番１号
申立人　東大阪市
本籍熊本県上益城郡甲佐町大字田口1994番地
最後の住所香川県さぬき市寒川町石田西680番地１　養護（盲）老人ホーム香東園
死亡の場所香川県木田郡三木町
死亡年月日令和７年11月４日
出生の場所熊本県玉名郡玉名町
出生年月日昭和21年７月９日
職業無職　被相続人　亡　橋本　博
高松市鍛冶屋町３－１　香川三友ビル２階　よつば法律事務所
相続財産清算人　弁護士　二川　伸也
催告期間満了日　令和９年２月26日
高松家庭裁判所

令和８年（家）第４００２７号
北海道白老郡白老町字虎杖浜17９番地15９
申立人　澁谷　敏幸
本籍北海道白老郡白老町字虎杖浜69番地２
最後の住所北海道白老郡白老町虎杖浜76番地９
死亡の場所北海道白老郡白老町
死亡年月日推定令和７年１月14日午前時刻不詳
出生の場所北海道室蘭市
出生年月日昭和51年10月２日
職業不明　被相続人　亡　本間　淳
事務所　北海道室蘭市東町２丁目21番12号　石井第１ビル２階　池田翔一法律事務所
相続財産清算人　弁護士　池田　翔一
催告期間満了日　令和９年２月２８日
札幌家庭裁判所室蘭支部

令和８年（家）第２５７号
埼玉県秩父市山田2712番地１
申立人　嶋村　佳織
本籍埼玉県秩父市野坂町１丁目５番
最後の住所埼玉県秩父市蒔田1977番地　特別養護老人ホーム偕楽苑
死亡の場所埼玉県秩父市
死亡年月日令和８年１月29日
出生の場所埼玉県秩父郡長若村
出生年月日昭和18年１月15日
職業無職
被相続人　亡　齋藤　君子
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1389番地１　司法書士法人アイランズ
相続財産清算人　司法書士　関根　泉
催告期間満了日　令和９年２月28日
さいたま家庭裁判所秩父支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和８年（ヘ）第２号

京都府京都市北区上賀茂岡本町50－１
申立人　松村　あつ子
申立人代理人弁護士　佐野正幸
同　梅原昂希
権利を争う旨の申述の終期　令和８年11月10日
令和８年７月27日
京都簡易裁判所

（別紙）　目　録

小切手　１通
小切手番号　506723
金額　54,435,478円
支払人　株式会社三井住友銀行京都支店
支払地　京都府京都市
振出日　令和７年６月18日
振出地　京都府京都市
振出人　株式会社三井住友銀行京都支店
最終所持人　松村あつ子

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和８年（家）第３４号

沖縄県中頭郡読谷村字波平1705番地１　ハイツリラッシー205
申立人　伊波　里織
本籍沖縄県うるま市石川伊波53番地
最後の住所神奈川県藤沢市湘南台６丁目34番地の９　ハピネス湘南102号
不在者　伊波　善二
昭和43年11月29日生
届出期間満了日　令和８年12月８日
那覇家庭裁判所沖縄支部

令和８年（家）第１９３号

滋賀県大津市比叡平二丁目33－６
申立人　小林　牧
京都府京都市上京区大宮通中立売上る糸屋町202－１３
申立人　中村　亮
本籍滋賀県栗東市六地蔵567番地
最後の住所滋賀県高島郡高島町大字武曽横山2028番地の１
不在者　野田　はつ
大正８年４月１日生
届出期間満了日　令和８年11月30日
大津家庭裁判所高島出張所

令和８年（家）第３２３号

福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2270番地22
申立人　渡邊千代子
本籍宮崎県小林市細野4377番地
最後の住所岡山県岡山市東古松460番地の4
不在者　上屋　清造
昭和8年11月4日生
届出期間満了日　令和8年12月1日
岡山家庭裁判所

令和８年（家）第８４４号

東京都世田谷区上祖師谷５－27－４
申立人　脇　圭子
本籍東京都八王子市明神町４丁目41番地
最後の住所東京都八王子市元横山町１－５－９
不在者　佐伯　武夫
大正９年５月21日生
届出期間満了日　令和８年11月27日
東京家庭裁判所立川支部

令和８年（家）第１２７号

東京都品川区小山６丁目19番14号
申立人　山本　貴子
本籍東京都品川区小山６丁目19番
最後の住所静岡県浜松市中区鴨江３丁目６番10号　浜松希望寮210号
不在者　長原　延樹
昭和37年１月28日生
届出期間満了日　令和８年11月27日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和８年（家）第８６号

高知市種崎852番地10シーサイドハウスＤ－５
申立人　池上　彰哲
本籍高知県高知市旭駅前町50番地
最後の住所高知市旭駅前町50番地
不在者　池上　延胤
昭和８年７月９日生
届出期間満了日　令和８年11月27日
高知家庭裁判所

令和８年（家）第１６１号

千葉県千葉市中央区青葉町１２４５－６
申立人　平野　照明
本籍千葉県千葉市若葉区加曽利町９２６番地
最後の住所千葉県千葉市若葉区加曽利町９２６番地
不在者　平野　なみ子
昭和１７年３月２日生
届出期間満了日　令和８年１１月３０日
千葉家庭裁判所

令和８年（家）第４６５３号

札幌市豊平区中の島１条９丁目４の14　コーポラス大峰208号
申立人　寺井　節子
本籍北海道滝川市新町河川敷地88番地
最後の住所東京都足立区千住緑町二丁目31番地の16
不在者　寺井　正直
昭和28年５月15日生
届出期間満了日　令和８年11月25日
東京家庭裁判所

失踪宣告

令和７年（家）第６７号

本籍茨城県猿島郡境町1869番地２
最後の住所茨城県猿島郡境町大字下小橋389番地20
不在者　濃野　雅宏
昭和47年11月６日生
令和８年７月22日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所下妻支部
裁判所書記官

令和８年（家）第１０００５号

本籍静岡県牧之原市菅ケ谷2288番地
最後の住所静岡県牧之原市菅ケ谷2288番地
不在者　水嶋　通雄
昭和16年10月10日生
令和８年７月23日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所島田出張所
裁判所書記官

令和７年（家）第１８７４号

本籍京都府長岡京市天神五丁目13番
最後の住所京都府長岡京市天神五丁目13番５号
不在者　田中　稔郎
昭和12年10月30日生
令和８年７月22日失踪宣告審判確定
京都家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第１８１号

本籍福島県伊達市保原町富沢字我宜28番地
最後の住所福島県伊達市保原町富沢字我宜28番地
不在者　高橋美津子
昭和16年４月３日生
令和８年７月23日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所裁判所書記官

令和７年（家）第６６３号

本籍岐阜県可児市長坂３丁目244番地
最後の住所岐阜県可児市長坂３丁目244番地
不在者　松矢　尚子
昭和14年６月21日生
令和８年７月25日失踪宣告審判確定
岐阜家庭裁判所御嵩支部
裁判所書記官

令和７年（家）第４６２６号

本籍大阪府交野市私部南一丁目１４番
最後の住所大阪府交野市私部南一丁目１４番６号
不在者　内田　毅
昭和6年6月15日生
令和8年7月24日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第５３６号

本籍千葉県市川市平田四丁目１番
最後の住所千葉県市川市平田４丁目１番13号
不在者　中島　和哉
昭和42年９月25日生
令和８年７月22日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

令和７年（家）第４７号

本籍山口県山陽小野田市大字山川249番地18
最後の住所大分県日田郡大山村大字西大山4379番地
不在者　立花幹之進
大正15年３月13日生
令和８年７月25日失踪宣告審判確定
大分家庭裁判所　日田支部
裁判所書記官

令和　７年（家）第　　３７８号
本籍沖縄県豊見城市字座安193番地
最後の住所沖縄県豊見城市字高嶺377番地７
不在者　宜保　吉雄
昭和18年２月５日生
令和８年７月25日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所
裁判所書記官

失踪宣告取消

令和８年（家）第１７０号
本籍徳島県徳島市新浜町一丁目489番地123
住所徳島県徳島市新浜町一丁目４番42－11号
失踪者　西田　　功
昭和35年４月16日生
令和８年７月23日失踪宣告取消審判確定
名古屋家庭裁判所一宮支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（ヘ）第１号
長野県岡谷市南宮一丁目１番15号
申立人　大橋　俊夫
権利の届出の終期　令和８年７月16日
令和８年７月23日　　岡谷簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴建物　岡谷市中央町一丁目3940番地１
家屋番号　3940番1
店舗　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
１階　52.11平方メートル
２階　19.44平方メートル
⑵登記年月日番号　長野地方法務局岡谷出張所昭和10年１月17日受付第61号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定登記
原因　昭和10年１月17日設定
借賃　1月10円
支払期　毎月25日
賃借権者　岡谷市3940番地
森倉　菊人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第５９５１号
東京都新宿区新宿５丁目15番７号
債務者　株式会社ライドアウト
代表者代表取締役　齋藤　航也
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　康晴
4　破産債権の届出期間　令和８年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９５２号
東京都新宿区新宿５丁目15番７号
債務者　株式会社オンフリーク
代表者代表取締役　齋藤　航也
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　康晴
4　破産債権の届出期間　令和８年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９５３号
東京都新宿区新宿５丁目15番７号
債務者　プラスワン株式会社
代表者代表取締役　齋藤　航也
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　康晴
4　破産債権の届出期間　令和８年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５９５４号
東京都新宿区新宿５丁目15番７号
債務者　株式会社ライドアウト・エンタテインメント
代表者代表取締役　齋藤　航也
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　康晴
4　破産債権の届出期間　令和８年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８号
茨城県稲敷市時崎233番地24
債務者　株式会社青野建設
代表者代表取締役　青野　正也
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古徳　尚子
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午後１時45分
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１７１７号
神奈川県海老名市今里３丁目７番27号
債務者　合同会社グッドヘルスケア
代表者代表社員　湯田　健二
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　貴史
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８９１号
横浜市港北区小机町428番地２エスペランサ第一小机102
債務者　ハルズ・デザイン株式会社
代表者代表取締役　鈴木真理子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　信也
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前10時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７６８号
名古屋市昭和区川名町５丁目５番地の１
債務者　株式会社豊和
代表者代表取締役　山本　勝江
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　雄一
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前10時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２１号
富山県小矢部市水牧218
債務者　株式会社Ｂａｎｄ
代表者代表取締役　荒間　亮一
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古木　達也
4　破産債権の届出期間　令和８年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前10時15分
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１４８４号
札幌市東区北37条東４丁目２番８号　ウエルドビル
債務者　有限会社ウエルド
代表者取締役　前田　　直
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹間　　寛
4　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４０号
群馬県太田市富若町730番地
債務者　株式会社長尾
代表者代表取締役　長尾　貴行
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲毛　正弘
4　破産債権の届出期間　令和８年10月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午後２時
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第３５１号
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口2419―20
債務者　ＬＩＮＫＳ　ＪＡＰＡＮ合同会社
代表者代表社員　高瀬　千紘
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　宏明
4　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前11時
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６４号
岡山県津山市山下３番地
債務者　有限会社川端寛酒店
代表者代表取締役　川端　一嘉
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　哲也
4　破産債権の届出期間　令和８年10月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午前11時
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第１７４号
広島県福山市駅家町大字坊寺286番地の３
債務者　成光建設株式会社
代表者代表取締役　藤原　　衛
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　　崇
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３７１号
新潟市秋葉区古田三丁目10番７号
債務者　株式会社トーヨービジネス
代表者代表取締役　吉井　　勉
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大花　真人
4　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７６号
新潟市北区新崎386番地15
債務者　有限会社新田商店
代表者取締役　新田　洋介
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島垣　哲平
4　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月21日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第８４２号
仙台市太白区秋保町馬場字本小屋20番地
債務者　小野　恒夫
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　威志
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月６日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２６３号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城439番地　レオパレスＨＩＲＯ大城201、住民票上の前住所福島県福島市丸子字四反田10番地の30
債務者　小野　翔太　（旧姓　肥塚）
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　大貴
4　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第５２号
青森県五所川原市大字姥袋字船橋116番地２メゾンＲ101号
債務者　青山　純一
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米真衣奈
4　破産債権の届出期間　令和８年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第６５号
青森県つがる市稲垣町吉出牧田46番地１、旧住所青森県弘前市大字山王町１番地11　ピュアハウス山王Ｂ―103号
債務者　齊藤　一剛
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一戸　皓樹
4　破産債権の届出期間　令和８年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第７９号
茨城県牛久市神谷１丁目11番地７
債務者　青野　正也
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古徳　尚子
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１５８７号
福岡県那珂川市王塚台３丁目133番地
債務者　山元　勝浩
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　聡子
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３０９号
神奈川県平塚市東真土１丁目１番９号　柊Ⅲ201号室
債務者　加藤　　優
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　孝宣
4　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３９１号
神奈川県平塚市纏１丁目29番６―101号　ベルソーレミチ１
債務者　須山聖士郎
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　露木　誠也
4　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１７６号
三重県四日市市川北一丁目10番４号　クィーンズタウンＫ－Ａ101
債務者　中川　稔崇
1　決定年月日時　令和８年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡野　陽介
4　破産債権の届出期間　令和８年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月27日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１３９号
秋田県潟上市昭和大久保字小橋50番地５
債務者　高橋　希与子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土田　紘夢
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３５９号
相模原市南区当麻880番地３　ウィステリア201
債務者　山田　秀麿
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細貝　惟大
4　破産債権の届出期間　令和８年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１８０３号
神奈川県藤沢市亀井野１－13－11　シャルマン湘南101、住民票上の住所神奈川県藤沢市亀井野２丁目21番地の１　ルピナス桐ケ谷101
債務者　親泊　亮平
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小湊　美佳
4　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月26日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３９４号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート３棟104号
債務者　柴崎　俊哉
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　侑祐
4　破産債権の届出期間　令和８年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月20日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４３０号
東京都立川市幸町４丁目50番地の11
債務者　杉山　康夫
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池浦　　慧
4　破産債権の届出期間　令和８年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月20日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４４９号
東京都町田市小川６丁目８番１－510号
債務者　川畑　康子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小柴　一真
4　破産債権の届出期間　令和８年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月20日午前10時45分
6　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３３２号
千葉県松戸市西馬橋３丁目36番地の17
債務者　久松　美貴
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗屋　威史
4　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月26日午前11時10分
6　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６６４号
千葉県松戸市平賀221番地
債務者　山本　悠紀
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　真範
4　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１６８号
神奈川県横須賀市御幸浜４番１号横須賀教育隊第25期一般海曹候補生、前住所神奈川県川崎市中原区北谷町44番地６
債務者　我妻　知彦
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康裕
4　破産債権の届出期間　令和８年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月29日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１２２号
富山県小矢部市荒間660番地、前住所富山県小矢部市綾子3920番地
債務者　荒間　亮一
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古木　達也
4　破産債権の届出期間　令和８年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年10月29日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第３７９号
静岡県藤枝市泉町39番地の14、旧住所静岡県榛原郡川根本町千頭1215番地の12
債務者　株式会社ファッションおくだこと　奥田　規雅
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　正幸
4　破産債権の届出期間　令和８年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４３号
栃木県大田原市上奥沢415番地　市営東雲団地142号
債務者　谷田　恭子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　雄吾
4　破産債権の届出期間　令和８年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月５日午前11時10分
6　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和８年（フ）第１７５号
神奈川県横須賀市鶴が丘２丁目９番58号
債務者　青木　　一
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
4　破産債権の届出期間　令和８年９月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第９９号
富山県氷見市中田766番地１、前住所富山県氷見市窪1757番地８
債務者　茶谷　真理子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　圭佑
４　破産債権の届出期間　令和８年９月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月５日午前10時30分
６　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第１００号
富山県氷見市中田766番地１、前住所富山県氷見市窪1757番地８
債務者　茶谷　翔太
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　圭佑
４　破産債権の届出期間　令和８年９月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月５日午前10時35分
６　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第６７３号
千葉県松戸市胡録台185番地の９　ＣＡＳＡ胡録台102号
債務者　村上　絵梨（旧姓立原）
１　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島野由夏里
４　破産債権の届出期間　令和８年８月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月９日午後１時20分
６　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３６３号
静岡県島田市元島田9059番地の１　フローラサノＢ201
債務者　金子　　聡
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木惣一郎
４　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月９日午前10時
６　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１００号
栃木県小山市若木町３丁目５番14号　ファミール若木202号
債務者　片浦　規行
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山内　亮二
４　破産債権の届出期間　令和８年９月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月10日午後１時30分
６　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第３７７号
新潟市中央区近江３丁目３番６号
債務者　新田　洋介
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　島垣　哲平
４　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月21日午前11時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７５号
広島県福山市駅家町大字坊寺137番地
債務者　藤原　　衛
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小島　　崇
４　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月20日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１００号
鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目８番45号、旧住所岡山県岡山市南区豊浜町８番38号オーキッドプラザ408
債務者　山本　幸司
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　真輝
４　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８２号
愛媛県松山市正円寺１丁目６番17号
債務者　香川　　勲
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山岡　嗣也
４　破産債権の届出期間　令和８年９月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第３７０３号
大阪府茨木市真砂２丁目16番19号　辻田ロイヤルビル　202号
債務者　角野　太紀
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西尾　和則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月８日午後２時10分
５　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４２２号
福岡市早良区星の原団地37番206号
債務者　丸尾　修司
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　拓馬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３９６号
福岡市博多区博多駅前３丁目10番24―508号　日本住宅公団
債務者　佐藤　喜朗
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大津　集平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午後２時
５　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４１１号
福岡県春日市上白水９丁目154番地　Ｉｔ’ｓ春日タウンＤ―102号
債務者　松岡　正一
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安井　杏奈
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３７号
福岡県糸島市潤二丁目７番12号　２－Ｃ
債務者　三谷　文乃
１　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　恭輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４７７号
福岡市西区周船寺２丁目１番25―206号　クイーンズヒル周船寺
債務者　前田　陽子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　翔一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４７８号
福岡市西区周船寺２丁目１番25―206号　クイーンズヒル周船寺
債務者　前田りょう
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　翔一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４９２号
福岡市東区舞松原４丁目11番7014号
債務者　松尾　敏博
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠木　　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月16日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０４号
福岡県春日市若葉台西５丁目32番地１　ソピア春日若葉台701号
債務者　中原　莉奈
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　惠崎　優成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３２３号
福岡県那珂川市松木１丁目84番地
債務者　福島一成こと　呉　　源盛
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椿原　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１３５号
福岡市中央区白金２丁目15番13号　ロイヤル白金401号
債務者　黒江　圭二
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　　慧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４０３号
福岡県筑紫野市塔原東１丁目10番19号　グランディール101号
債務者　今林　由喜
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜上　慎也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４３０号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石115番地80
債務者　西原　照雄
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　健志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４６２号
福岡市博多区博多駅南１丁目５番27号　グリーンハイツ　203号
債務者　久田　佳斉
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　滋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月９日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４７５号
福岡市中央区大手門３丁目９番８―202号　ラポールコート大手門
債務者　立石　大介
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市丸健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月13日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４９６号
福岡市南区横手４丁目18番35―905号　レプリアント大橋南
債務者　河本　　貢
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　孝太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１０号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺１丁目１番13号　リバーサイドダイワ101号
債務者　久保由紀枝
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有満理奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１２８９号
福岡市南区横手南町27番11―302号　レディア井尻Ⅱ
債務者　森山　義浩
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多江愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月16日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３４９号
福岡県春日市小倉４―18　サンフィールド203号室、住民票上の住所北九州市小倉北区清水五丁目６番10号
債務者　食工房神楽ことレストランからく亭こと　伊藤　　覚
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　輝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２８号
福岡市城南区干隈２丁目９番10―201号　ハッピーヒルズＡ
債務者　中越カズヨ
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田裕太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３８８０号
大阪府箕面市半町２丁目11番39号
債務者　小倉建築こと　小倉　　満
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２７１号
大阪市鶴見区今津北５丁目１番14―410号
債務者　伊藤　寿惠
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武野　真一
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７５７号
大阪府高槻市安岡寺町６－６－１　特別養護老人ホーム高槻ともしび苑、住民票上の住所　大阪府高槻市淀の原町22番17号
債務者　豊田　隆生（法定代理人成年後見人畠田健治）
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大江　智子
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７７０号
大阪市生野区小路３丁目16番17号
債務者　宮田　直樹
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　　慧
４　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２号
長崎県島原市柿の木町2954番地　柏野住宅つばき棟301号
債務者　平川　晴香
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邉　雅大
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第８９７号
名古屋市千種区仲田２丁目15番７号　プレサンス池下トレス602号、従前の住所愛知県あま市中萱津大坊43番地３
債務者　稲垣　和剛
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４６４号
愛知県知多市西巽が丘２丁目２番地の19
債務者　加藤まどか
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５１２号
愛知県海部郡大治町大字北間島字宮東５番地　ファミール宮305号
債務者　髙島　英人
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５８９号
名古屋市緑区大高町字神戸３番地の３　㈱明正寮
債務者　西川　　護
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５９８号
名古屋市緑区漆山847番地、従前の住所愛知県豊明市栄町南舘３番地1114　有明荘102号
債務者　中山　裕斗
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６０２号
愛知県春日井市大和通１丁目90番地　コーポサンマツオカ203号
債務者　工藤　　純
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１４号
名古屋市中村区乾出町４丁目１番地　グリーンコーポ乾出202号
債務者　川本　　拓
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１７号
名古屋市中区千代田３丁目27番22号　プレサンス鶴舞公園セラヴィ503号
債務者　太田　光紀
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６２０号
名古屋市中川区高畑２丁目306番地　リバティ高畑Ａ102号、従前の住所岐阜県羽島市小熊町５丁目215番地１　ファミーユ堀Ｃ棟201号室
債務者　村松　　樹
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７５８号
名古屋市北区上飯田東町５丁目42番地　市営上飯田荘２棟1001号
債務者　水野　　淳
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８３９号
愛知県春日井市味美町１丁目137番地　ガウディ味美203号
債務者　市川　星太
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０４０号
名古屋市北区中切町５丁目１番地　県営川中住宅２棟512号
債務者　中村　　愛
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６４０号
北九州市八幡西区紅梅１丁目３番１－502号
債務者　熊谷はるか
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２５２号
北海道久遠郡せたな町北檜山区豊岡284番地１　豊岡高台団地Ｂ－54号室
債務者　森山　裕美
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　函館地方裁判所

令和８年（フ）第２９６号
函館市田家町12番11号　きずな田家10号
債務者　半田　道弘
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２１号
函館市湯川町１丁目31番１号　社会医療法人函館博栄会函館渡辺病院、住民票上の住所函館市港町１丁目33番20―Ｂ６号　ピアポートシーサイド
債務者　奥野　弘貴
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２３号
函館市深堀町28番６号　メゾンＳＴ　202
債務者　水上　克則
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２７号
函館市海岸町９番18―202号
債務者　目谷　晴斗
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３３０号
北海道北斗市追分５丁目３番13号　介護老人保健施設やわらぎ苑上磯（住民票上の住所）
北海道上磯郡知内町字小谷石94番地
債務者　村上　正人
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１５６号
愛知県豊川市平井町坂田前23番地
債務者　清水見奈子（旧姓布野）
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第６０３号
北九州市小倉北区大門２丁目３番19―705号、前住所北九州市小倉北区黄金２丁目９番３―1108号
債務者　山口　直美
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６１６号
北九州市八幡西区香月西２丁目17番16号
債務者　川本　　豊
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８８号
新潟県長岡市中之島37番地１、住民票上の住所新潟県長岡市下柳１丁目４番35号
債務者　遠藤万利子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１４０号
新潟県長岡市寺泊吉64番地２　二ノ関団地市営住宅４号棟
債務者　山田　貞一
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１２０号
愛知県稲沢市祖父江町山崎下枇20番地１　丸万マンション203
債務者　岩塚　良弘
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４６号
愛知県犬山市上坂町四丁目173番地　インペリアル５―201、前住所愛知県犬山市字上榎島10番地　パドマヒルズ4103
債務者　池本　　蓮
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４７号
愛知県稲沢市矢合町喜蔵屋敷2588番地　スイセンエルボ
債務者　中山ゆかり
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４８号
愛知県一宮市丹羽字井端1307番地49
債務者　図師　功一
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１７７号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字福塚前25番地１　ＥＸＣＥ福塚103号
債務者　桂川　亜実
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１５５号
北海道旭川市南１条通26丁目495番地　フラワーマンション202号
債務者　本田　竜治
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０８号
北海道旭川市神居５条12丁目１番３―5408号市住5408号
債務者　金盛まつ子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６２７号
大阪市淀川区十八条１丁目９番15―1507号
債務者　山﨑　裕哉
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
５　免責審尋期日　令和８年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

令和８年（フ）第４４６号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡四丁目１７番３－３０４号，前住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡一丁目１７番１０号　高山マンション２０９
破産者　　新田　真由美
１　主文　令和８年７月８日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中，破産者の住所が「埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡一丁目１７番１０号　高山マンション２０９」とあるのを，「埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡四丁目１７番３－３０４号，前住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡一丁目１７番１０号　高山マンション２０９」と更正する。
２　決定年月日　令和８年８月４日
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続終結

令和７年（フ）第８７５号
福岡県中間市大字垣生1500番地
破産者　株式会社Ｔ．Ｍ．Ｕ物流
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第９５号
福岡県中間市通谷六丁目26番10号
破産者　株式会社共栄
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和６年（フ）第３０１０号
愛知県愛西市内佐屋町郷141番地２、従前の住所名古屋市熱田区二番２丁目１番35号　プレサンスロジェ熱田六番町1502号
破産者　ブレインパートナーこと　伊藤　眞人
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第４４１号
東京都中央区新富１丁目15―８　カバナプラス新富町1003号、住民票上の住所広島市中区上幟町９番３―1501号
破産者　中本　義範
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

令和４年（フ）第５２号
東京都あきる野市秋留１丁目７番地３リホリホマンション102号
破産者　作山　貴樹
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２４４号
三重県桑名市春日町19番地
破産者　株式会社アズマ
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和６年（フ）第７３０号
北九州市小倉南区蒲生一丁目８番32号
破産者　株式会社キタニ
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（フ）第２９０号
福岡市南区大橋二丁目５番18号
破産者　株式会社ウラヤ
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１９２３号
福岡市南区横手南町20番地24
破産者　株式会社ＣＲＯＳＳＦＡＣＥ
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２２０７号
福岡市早良区野芥二丁目28番７号
破産者　株式会社高松工務店
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和４年（フ）第１９９８号
北海道北広島市大曲工業団地８丁目３番地２
破産者　株式会社うのや藤井
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７９９号
栃木県宇都宮市鶴田町3239―10、住民票上の住所新潟県新潟市秋葉区中野５丁目３番53号
破産者　石野　洋一
１　決定年月日　令和８年８月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第５３３号
静岡県焼津市田尻北375番地の２
破産者　株式会社かずみや商店
１　決定年月日　令和８年８月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第７２７号
福岡市西区今宿西１丁目32番14―205号　パルフェット
破産者　内山　　衛
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１３３８号
福岡市城南区七隈４丁目18番33―201号　レジデンス七隈
破産者　山口　元子
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１５６４号
北九州市小倉南区沼新町一丁目１番22―201号、前住所福岡市南区長丘５丁目８番18号ベルメゾン長丘エミネンス702号
破産者　松本　由美
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第１０７号
岩手県奥州市水沢佐倉河字北宮田140番地１ターンドウルＭＩＹＡＴＡ　Ｆ号、旧住所岩手県奥州市水沢字聖天55番地　セントレージＳ　Ⅱ―101号
破産者　関　　亮
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

令和７年（フ）第２７４８号
名古屋市天白区高坂町273番地　高坂荘19棟405号、従前の住所名古屋市緑区鳴子町１丁目52番地　アーバンラフレ鳴子３棟402号
破産者　阿部　麻美
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１６９号
和歌山市弘西571番地　みのり紀伊510、前住所和歌山市六十谷59番地８
破産者　山口　明美
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第９４１号
広島県東広島市八本松飯田６丁目20番12号プランタンＧ102号
破産者　ＲｅＣＲＯＳＳ、ＫＢネットこと　古武　史也
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１９８３号
福岡市城南区片江５丁目14番19号、前住所福岡市城南区南片江５丁目21番60―２号
破産者　石橋　理江
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第２３３２号
福岡市博多区大字立花寺173番地15　さわやか立花舘、前住所福岡市中央区荒戸２丁目３番17―606号　アンピールマキシム大濠
破産者　田中　久喜
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第７９２号
北九州市小倉北区重住３丁目７番12号（第７エルザビル３Ｆ）
破産者　野口　茂樹
1　決定年月日　令和８年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第８９７号
福岡市南区高宮一丁目９番18号
破産者　株式会社タイホー
1　破産債権の届出期間　令和８年９月７日まで
2　一般調査期日　令和８年10月７日午前11時30分
令和８年８月４日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７７号
北海道旭川市大町１条４丁目14番地の66　Ｒ＆ＭⅢ103号
破産者　中川　雅司
1　破産債権の届出期間　令和８年９月９日まで
2　一般調査期日　令和８年10月28日午後３時
令和８年８月10日　　旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２４号
栃木県栃木市岩舟町静1141―３、商業登記記録上の本店所在地栃木県栃木市岩舟町和泉224番地２
破産者　株式会社ＩＮＡＢＡＦＡＲＭ
1　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
2　一般調査期日　令和８年10月30日午後１時30分
令和８年８月４日
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９２８号
福岡市博多区博多駅南６丁目11番３―905号　サンビーム博多駅南
破産者　久保　湧己
1　破産債権の届出期間　令和８年９月15日まで
2　一般調査期日　令和８年９月29日午前11時
令和８年８月７日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５９５号
札幌市白石区菊水４条２丁目３番28―205号
破産者　勝見　弘明
1　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
2　一般調査期日　令和８年11月10日午前11時15分
令和８年８月７日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６７５号
栃木県栃木市都賀町木1567番地３、前住所栃木県足利市堀込町2587番地１　サンハイツ堀込202号
破産者　大橋　未岬
1　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
2　一般調査期日　令和８年11月６日午前11時20分
令和８年８月７日
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６５５号
埼玉県川口市朝日１丁目１番１―720号　グリーンビューニュー川口
破産者　高橋　智弘
1　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
2　一般調査期日　令和８年10月21日午後４時10分
令和８年８月７日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

令和８年（フ）第９２３号
大阪市平野区瓜破東２丁目８番２２号
破産者　有限会社サクセスエステート
1　期日　令和８年10月29日午後１時30分
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第９９号
宮崎市橘通東５丁目２番13号　ウィステリアコート301号、前住所宮崎市祇園１丁目76番地　アルカディア祇園305号
破産者　海老原裕一郎
異議申述期間　令和８年９月24日まで
令和８年８月10日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1751番地
破産者　黒木　淳子
異議申述期間　令和８年９月24日まで
令和８年８月10日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第３５号
宮崎県延岡市沖田町2422番地　アールメイワ302
破産者　佐藤　善行
異議申述期間　令和８年９月24日まで
令和８年８月10日　宮崎地方裁判所延岡支部
令和８年（フ）第４７号
東京都福生市武蔵野台二丁目23番地11　ＭＱｕａｒｔｏ福生305号室、前住所宮崎県日向市大字財光寺522番地１　エレガントフェイバー２　103
破産者　藤野　拓哉
異議申述期間　令和８年９月24日まで
令和８年８月10日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

令和７年（フ）第１７０１号
札幌市中央区宮の森３条１丁目４番７号　リリーハイツＡ号
破産者　伊藤　雅仁
免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
令和８年８月７日
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算開始

令和8年（ヒ）第3024号
大阪府豊中市新千里東町一丁目３番４１７号
清算株式会社　株式会社ＴＳＨ
代表清算人　　田村　正良
１　決定年月日　令和8年8月4日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部
令和８年（ヒ）第１０１５号
愛知県瀬戸市美濃池町３７番地１
清算株式会社　コスメサロン株式会社
代表清算人　加藤源一郎
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第４号
兵庫県尼崎市小中島三丁目19番４号
清算株式会社　株式会社アマデウス
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

監督命令

令和８年（再）第１号
香川県さぬき市津田町津田１３８０番地１
再生債務者　株式会社泉シャッターサービス
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　高松市紺屋町５－５　紺屋町５ビル４階　堀内克則法律事務所　弁護士　堀内克則
令和８年７月31日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和８年（再）第１号
静岡県磐田市宮之一色４７５番地の１
再生債務者　山庄運輸株式会社
１　決議に付する計画案　令和8年7月17日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
(1)　期日　令和８年９月16日午後４時
(2)　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　令和８年９月８日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　令和８年９月２日
令和８年７月30日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１４号
宮城県栗原市築館字成田二丁目２番地２
再生債務者　髙橋　輝見
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月１日まで
仙台地方裁判所古川支部個人再生係
令和８年（再イ）第２２９号
東京都世田谷区野沢２－８－16－304
再生債務者　宮崎　謙士
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和８年（再イ）第２８４号
東京都江東区亀戸３－59－４　第２アローハイツ201
再生債務者　佐藤　敦朗
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和８年（再イ）第３１１号
東京都東久留米市大門町２－３－８－205
再生債務者　児玉　　涼
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和８年（再イ）第３２１号
東京都江戸川区鹿骨１－62－６－１Ｆ
再生債務者　星　　優次
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和８年（再イ）第１６１号
神奈川県高座郡寒川町小谷３丁目９番32号
再生債務者　岩田　侑也
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年９月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係
令和８年（再イ）第４号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪9514番地１　みのわ本町マンション401
再生債務者　久保　直人
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
長野地方裁判所伊那支部
令和８年（再イ）第１０８号
京都市伏見区淀木津町254番地　ディオ・フェルティ淀リヴィエール　912、主たる営業所京都市伏見区小栗栖森本町10－３　シャンポール蜂の壷１－Ｂ
再生債務者　Ｂａｂｙ’ｓｃｈｅｅｋこと　豊浦麻由美
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係
令和８年（再イ）第６０号
堺市東区日置荘西町５丁18番21－203号
再生債務者　安田　　敦
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和８年（再イ）第７８号
兵庫県加古川市尾上町養田1471番地の２
再生債務者　川本　夏生
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第７５号
広島市西区高須４丁目18番16―８―506号
再生債務者　辻崎　莉の
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第６号
広島県呉市中央５丁目１番30―501号
再生債務者　松田　清司
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月24日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（再イ）第１２号
広島県呉市広中新開２丁目12番36号
再生債務者　下勝　達也
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月24日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（再イ）第１２号
大分市大字八幡75番地の６
再生債務者　佐藤　雅洋
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第２８号
群馬県前橋市滝窪町1123番地２
再生債務者　秋田　一樹
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年10月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１２５号
横浜市磯子区滝頭１丁目10番８号
再生債務者　田中　友和
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１４３号
神奈川県茅ヶ崎市柳島２丁目11番67号　マハロ茅ヶ崎201
再生債務者　藤井　明子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第３２号
金沢市窪３丁目17番地１　モン・ソレイユ201号
再生債務者　金平　拓馬
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月25日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２６号
長野県安曇野市堀金烏川4987番地４
再生債務者　青柳　拓希
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月25日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（再イ）第６１号
静岡県焼津市田尻2580番地の９
再生債務者　川口　　顯
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２７号
三重県津市一身田平野622番地34
再生債務者　野﨑　　周
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月25日まで
津地方裁判所再生係

令和８年（再イ）第３４号
滋賀県甲賀市水口町下山666番地98
再生債務者　西村　拓哉
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月25日まで
大津地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第６６号
兵庫県高砂市伊保東１丁目２番９号
再生債務者　竹中　理輝
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第７０号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎中２丁目615番地
再生債務者　河村　　繁
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年10月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第５号
山口県周南市大神二丁目８番27号（前住所）
山口県徳山市大字徳山8396番の１
再生債務者　重國　晃成
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月25日まで
山口地方裁判所周南支部

令和８年（再イ）第１９号
高知市神田1972番地１　パルテール吉野103
再生債務者　門脇　史紘
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月25日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１２号
長崎県大村市富の原１丁目1375番地52
再生債務者　丸山　清晴
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年10月２日まで
長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第４２号
熊本市南区八分字町2780番地６
再生債務者　川上　啓志
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第１６号
鹿児島県姶良市宮島町５番地12　セジュールひまわり102号、前住所鹿児島県姶良市池島町８番地18
再生債務者　山下　文子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第７号
山口県防府市新橋町５番19号　ドエルさばＩ205
再生債務者　田中　麗央
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月15日から令和８年９月25日まで
山口地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第２６号
千葉県四街道市下志津新田2534番地123
再生債務者　北角　幸矢
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第５号
千葉県袖ケ浦市久保田１丁目５番地11　プラセル102号
再生債務者　中村　直紀
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第２４号
愛知県一宮市大和町於保字郷中2337番地３
再生債務者　林竹　孝容
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月27日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月３日から令和８年９月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第３号
北海道岩内郡岩内町大和13―６（住民票上の住所）北海道札幌市中央区北６条西20丁目２番５号　日本基礎技術独身寮
再生債務者　西井　　潤
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月18日まで
札幌地方裁判所岩内支部

令和８年（再イ）第１１５号
名古屋市千種区千代が丘１番110―410号　千代が丘団地
再生債務者　山口　　響
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月４日から令和８年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１３４号
名古屋市南区本星崎町字西中1144番地の３
再生債務者　田中　祐也
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月４日から令和８年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１５７号
愛知県春日井市大手町４丁目５番地２
再生債務者　和歌　孝明
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月４日から令和８年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１６０号
名古屋市中川区牛立町１丁目１番地の１
再生債務者　河内　勇樹
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月４日から令和８年９月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第６２号
兵庫県尼崎市小中島１丁目７番12号　サンライト松本　401
再生債務者　東　　厚史
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月28日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月４日から令和８年９月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第２号
札幌市南区川沿１条６丁目２番８号
再生債務者　太田　尚登
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１０５号
札幌市白石区菊水元町６条４丁目３番23号
再生債務者　能美　一也
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１１１号
札幌市北区北35条西９丁目３番１号　エステート35―402号
再生債務者　下田　聖司
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１２１号
札幌市中央区南20条西７丁目３番13号　サンコート二十条101号
再生債務者　大城　　剛
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１２５号
札幌市西区発寒５条５丁目１番28号
再生債務者　大沼　峰児
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１３９号
札幌市北区篠路４条10丁目８番20号
再生債務者　小倉　拓也
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１４０号
札幌市北区篠路４条10丁目８番20号
再生債務者　小倉　美穂
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１６１号
札幌市南区石山東３丁目７番16号　ガレリア石山202号
再生債務者　山田　正人
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第３６号
三重県桑名市赤尾台九丁目81番地
再生債務者　瀬木　瑠史
1　決定年月日時　令和８年８月10日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月７日から令和８年９月14日まで
津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第５５号
兵庫県芦屋市打出町３番11号　203
再生債務者　稲積ひろみ
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月７日から令和８年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第２５号
鳥取県米子市河崎1284番地５
再生債務者　宮田　仁志
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年８月31日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（再イ）第６１号
福岡市南区三宅３丁目30番３－506号　権藤ビル
再生債務者　白水　寛文
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月８日から令和８年９月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１９２号
福岡市南区若久３丁目15番27－201号　オリオン２
再生債務者　三浦　明大
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月１日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月８日から令和８年９月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第６号
茨城県高萩市大字島名2118番地の３
再生債務者　髙橋　直之
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年10月７日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（再イ）第７２号
大阪市東成区東今里３丁目３番９号　サンルーチェ東今里　205号
再生債務者　松山　　翼
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第５１号
栃木県宇都宮市戸祭町3067番地１　コーポラス中妻Ⅰ　203号室
再生債務者　福士　貴光
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年９月25日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第９９号
福岡市城南区松山２丁目28番18号
再生債務者　梶原　雪江
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１２０号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原274番地45
再生債務者　湯下　敦雄
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１８３号
福岡市博多区博多駅南５丁目27番９－401号　パルコ駅南
再生債務者　荒木　宏美
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月10日から令和８年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第８７号
宮城県富谷市富ケ丘三丁目11番15号
再生債務者　菅原　恵介
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年10月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第４号
群馬県太田市大原町86番地65
再生債務者　加藤　教康
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年10月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再イ）第２３号
群馬県邑楽郡大泉町西小泉三丁目10番18号
再生債務者　横倉　考史
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年10月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再イ）第２１４号
大阪市淀川区西三国２丁目19番24号
再生債務者　楠本　明生
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２７１号
大阪府寝屋川市池田東町６番７号
再生債務者　大仲　茂樹
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
4　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第５１号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目６番24―１Ｊ号
セイワコートプレミアム
再生債務者　北谷　利勝
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第５２号
堺市東区日置荘原寺町437番地19
再生債務者　森山　洋輔
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和８年（再イ）第９号
愛媛県西予市宇和町卯之町１丁目426番地
再生債務者　芝　　直哉
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月18日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（再イ）第１０号
愛媛県西予市宇和町卯之町１丁目426番地
再生債務者　芝　　歩弥
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月18日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（再イ）第１９４号
福岡市早良区飯倉５丁目11番９―903号　グリチーネ
再生債務者　井上　康範
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第２３号
長崎県佐世保市松瀬町621番地１　セレーノＡ棟202号室
再生債務者　秦　龍太良
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月25日まで
長崎地方裁判所佐世保支部

令和８年（再イ）第２９号
山形県天童市東久野本２丁目10番30号
再生債務者　茂木奈緒美
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月５日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第７６号
東京都町田市西成瀬３丁目14番23号
再生債務者　小池　貴彦
１　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第４９号
新潟市西区小針４丁目１番10―401号
再生債務者　安曽　輝久
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月13日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２６号
新潟県小千谷市大字三仏生4261番地　サングリーンハイツ303号
再生債務者　山口千代子
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第２０号
三重県伊賀市上野車坂町662番地の８　パークグリーンヒルＢ棟102号室
再生債務者　萱室　光基
１　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第７４号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀2086番地
再生債務者　瀧口創太郎
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第３２号
香川県高松市錦町１丁目11番21号　コリドールベルエア301
再生債務者　中島　一樹
１　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月22日から令和８年10月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第９３号
福岡県遠賀郡遠賀町大字鬼津1790番地の１
再生債務者　松岡　　宏
１　決定年月日時　令和８年８月10日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第２０号
長崎県大村市桜馬場２丁目528番地２
再生債務者　下原　三郎
１　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月５日まで
長崎地方裁判所大村支部

令和８年（再イ）第２０号
長崎県佐世保市日宇町2681番地２
再生債務者　村井　芳崇
１　決定年月日時　令和８年８月10日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年９月28日まで
長崎地方裁判所佐世保支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和８年（再イ）第９４号
千葉県習志野市本大久保１丁目３番23号　シティハイムサンロード203号
再生債務者　齊藤　和美
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月27日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月７日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（再イ）第４３号
千葉県君津市常代５丁目２番７号
再生債務者　小堺　隆行
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月24日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月７日
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第１２号
千葉県君津市中野５丁目１番40号
再生債務者　萬崎　裕幸
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月31日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月７日
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（再イ）第８８号
千葉市若葉区加曽利町977番地５
再生債務者　古川　久仁
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月26日まで
令和８年８月７日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第８１号
名古屋市緑区白土102番地
再生債務者　米満　雄一
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月22日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月28日まで
令和８年８月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第８３号
名古屋市中村区下中村町４丁目19番地
再生債務者　小山　　進
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月28日まで
令和８年８月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１２６号
名古屋市千種区内山１丁目15番８号　レジデンス内山町601号
再生債務者　吉岡　大輝
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月28日まで
令和８年８月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２号
大分市大字下判田578番地の113
再生債務者　永江　正一
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月28日まで
令和８年８月７日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第３号
群馬県前橋市上大島町441番地18
再生債務者　甲斐　紀章
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月８日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月10日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第７号
群馬県前橋市樋越町926番地３
再生債務者　濱　　晃市
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月10日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第１８号
千葉県佐倉市江原台１丁目14番地９
再生債務者　大森　一正
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月10日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第１５号
岐阜県大垣市林町１丁目184番地１　フォレストビレッジ　302号
再生債務者　竹中　康将
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月10日　岐阜地方裁判所大垣支部

令和８年（再イ）第１７６号
大阪府豊中市曽根南町２丁目14番18の２号
再生債務者　髙木　里佳
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月５日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月２日まで
令和８年８月７日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第７５号
愛知県一宮市野口１丁目14番16号　メゾン杉山20Ｄ号（前住所）愛知県一宮市大和町妙興寺字儀郎43番地パティオ203
再生債務者　間野　松代
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第３５号
愛知県一宮市花池４丁目19番１－114号　県営花池住宅
再生債務者　佐藤　清孝
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第１３号
愛知県豊橋市細谷町字近見山129番地７
再生債務者　飯尾　恭史
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月17日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月７日
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（再イ）第２１２号
大阪府寝屋川市池田２丁目11番55－612号　日光ハイツ香里第５－612号室
再生債務者　堂前　和秀
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月７日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第８５号
札幌市中央区南13条西９丁目１番３－101号
再生債務者　伊藤　慈孝
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月14日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで
令和８年８月10日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第８９号
札幌市中央区南21条西８丁目１番18－305号
再生債務者　上原　裕三
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで
令和８年８月10日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第５号
三重県名張市蔵持町芝出229番地１　ベルポスト103号
再生債務者　川合未佐希
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで
令和８年８月10日　　津地方裁判所伊賀支部

令和８年（再イ）第１６８号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目８番16号　アニメート小西　201号
再生債務者　砂川　昌徳
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月29日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで
令和８年８月10日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２４０号
大阪市西区境川１丁目４番18－302号
再生債務者　黒木　　翼
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで
令和８年８月10日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１３号
奈良県大和郡山市稗田町13番地103
再生債務者　森　　一之
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月４日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで
令和８年８月10日　奈良地方裁判所
令和８年（再イ）第３８号
北九州市小倉南区上曽根１丁目７番14号
再生債務者　野方　勝志
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月26日まで
令和８年８月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
令和８年（再イ）第４２号
兵庫県姫路市飾磨区下野田２丁目564番地３
再生債務者　濵本千津子
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日　神戸地方裁判所姫路支部
令和８年（再イ）第２６号
兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口435番地の１セルカ102号（従前住所）兵庫県加古川市別府町新野辺2525番地204号
再生債務者　岡本　剛志
1　決議に付する再生計画案　令和８年６月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月28日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月７日　神戸地方裁判所姫路支部
令和８年（再イ）第１６号
長崎県長崎市上戸石町1964番地８　フローラルパレスＯＮＯＵＥ　203
再生債務者　中村　　剛
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月28日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月28日まで
令和８年８月７日
長崎地方裁判所民事部個人再生係
令和８年（再イ）第８号
長崎県諫早市高天町2215番地２
再生債務者　城下　利男
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月28日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月28日まで
令和８年８月７日　長崎地方裁判所大村支部
令和８年（再イ）第４１号
北九州市門司区東門司２丁目７番７号
再生債務者　矢口　正三
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
令和８年（再イ）第６号
青森県五所川原市大字広田字榊森51番地27
再生債務者　小笠原康人
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月２日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月２日まで
令和８年８月６日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係
令和８年（再イ）第７号
青森県北津軽郡板柳町大字掛落林字宮本25番地１
再生債務者　齊藤ひとみ
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月２日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月２日まで
令和８年８月６日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係
令和８年（再イ）第３９号
広島県廿日市市宮浜温泉１丁目11番１号
再生債務者　吉村　忠明
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月３日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
広島地方裁判所民事第４部
令和８年（再イ）第１号
広島県福山市駅家町大字法成寺209番地10
再生債務者　和田　真也
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月３日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和８年（再イ）第６号
広島県福山市能島三丁目２番６－101号
再生債務者　ＡＬＢＡこと　山下　暁平
1　決議に付する再生計画案　令和８年６月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月３日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月３日まで
令和８年８月６日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和８年（再イ）第５９号
広島市南区比治山町３番６－705号
再生債務者　大下　智史
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月７日
広島地方裁判所民事第４部
令和８年（再イ）第７号
広島県神石郡神石高原町井関2742番地102
再生債務者　手島奈保子
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月７日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和８年（再イ）第１３号
広島県福山市東深津町一丁目18番19号　Ｂ203
再生債務者　藤原　雄真
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月７日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和８年（再イ）第４号
山口県周南市大字米光259番地の５
再生債務者　藤井　良宣
1　決議に付する再生計画案　令和８年５月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月７日　山口地方裁判所周南支部
令和８年（再イ）第８号
高知県吾川郡いの町天王南９丁目３番地17
再生債務者　森安　　丈
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月７日
高知地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第４号
鹿児島県霧島市溝辺町麓353番地15
再生債務者　川野　美称
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月４日まで
令和８年８月７日
鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和８年（再イ）第４９号
福岡県太宰府市大佐野１丁目４番32―202号
再生債務者　池田　詠甚
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月24日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月24日まで
令和８年８月３日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１３９号
福岡県糟屋郡篠栗町和田２丁目22番20号
再生債務者　久保山千晶
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月21日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月25日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月25日まで
令和８年８月４日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第９８号
福岡市東区香椎駅東１丁目31番３号
再生債務者　田中　唱太
1　決議に付する再生計画案　令和８年６月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月26日まで
令和８年８月５日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１１５号
福岡市東区多々良１丁目38番22―203号　リオグランデ多々良
再生債務者　向井　一仁
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月26日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月26日まで
令和８年８月５日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第７６号
神戸市兵庫区吉田町１丁目２―90―602（住民票上の住所）神戸市中央区日暮通３丁目２番３号　ハイツ中村603　島川方
再生債務者　串揚げ　信長帰蝶こと　横山　清高
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第７８号
兵庫県三木市加佐１丁目29番地　カーサファミリア305号
再生債務者　藤成　悠哉
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月６日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１０５号
福岡県太宰府市梅ケ丘１丁目15番17号
再生債務者　中村　和喜
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１３５号
福岡市博多区諸岡６丁目12番17―303号　サンシャイン諸岡
再生債務者　真子　健一
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１３６号
福岡市博多区諸岡６丁目12番17―303号　サンシャイン諸岡
再生債務者　真子　聡子
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月27日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月27日まで
令和８年８月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１４３号
福岡市東区名島１丁目４番16号
再生債務者　平田　雅宗
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月28日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月28日まで
令和８年８月７日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１５４号
福岡県糟屋郡志免町松ケ丘６番102号
再生債務者　有隅　大輔
1　決議に付する再生計画案　令和８年８月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月28日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月28日まで
令和８年８月７日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（再イ）第１０号
新潟市中央区旭町通２番町5225番地４　レイベン旭町107号
再生債務者　平田　　亮
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月31日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月10日　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第２１号
新潟市東区幸栄１丁目16番19号
再生債務者　川崎　陸駿
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月10日　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１１号
新潟県小千谷市大字千谷甲1817番地７
再生債務者　平澤　利行
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月10日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第５号
兵庫県宝塚市山本中２丁目８番６―103号
再生債務者　河野　隆幸
1　決議に付する再生計画案　令和８年７月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月31日
3　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月10日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

令和８年（再イ）第２６号
岡山県倉敷市北畝２丁目７番６号　フラワーガーデン103号室
再生債務者　北川　瑛自
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月31日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月10日　岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第５号
福岡県直方市大字頓野1030番地35　２Ｆ
再生債務者　堂薗　多恵
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年８月31日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年８月31日まで
令和８年８月10日　福岡地方裁判所直方支部

令和８年（再イ）第１３号
青森市大字新城字平岡160番地1688
再生債務者　工藤　敏久
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月７日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで
令和８年８月10日　青森地方裁判所民事部再生係

令和８年（再イ）第３号
新潟県三条市袋774番地
再生債務者　芳賀　昌訓
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月17日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月７日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで
令和８年８月10日　新潟地方裁判所三条支部

令和８年（再イ）第２０号
香川県高松市十川東町18番地１
再生債務者　中尾　考一
１　決議に付する再生計画案　令和８年７月31日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月７日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで
令和８年８月10日　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（再イ）第１３号
宮崎県宮崎市南花ケ島町336番地１　第７常盤ビル305号
再生債務者　宮本　善徳
１　決議に付する再生計画案　令和８年８月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月７日
３　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで
令和８年８月10日　宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

令和２年（再イ）第９６号
京都市伏見区向島中島町27　フォレスト27 103号、認可決定時の住所京都市伏見区向島津田町70番地110
再生債務者　打田　和久
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　令和３年２月24日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
令和８年８月10日　京都地方裁判所第５民事部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第９５号
福岡市東区二又瀬新町11番８－402号　リバーシャトー空港
再生債務者　中島　美砂
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
令和８年８月３日　福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による免責決定

令和８年（モ）第７号
徳島県徳島市南昭和町５丁目99番地の１　浜の前マンション５－102
再生債務者　髙野　祐司
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
令和８年８月10日　徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第５号
千葉県成田市本三里塚116番地１
再生債務者　佐久間利光
１　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年８月28日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月11日から令和８年９月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再ロ）第１０００３号
栃木県鹿沼市貝島町489番地　レオパレスパークハイムⅡ　101号
再生債務者　内山　　治
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月17日から令和８年10月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再ロ）第６号
青森県中津軽郡西目屋村大字田代字名坪平64番地７
再生債務者　神　美代樹
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後２時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再ロ）第７号
和歌山県有田市箕島766番地１
再生債務者　髙田　篤史
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月５日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年９月７日まで
令和８年８月10日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和７年（再ロ）第１９号
大阪市浪速区大国３丁目７番24号　オーパスＪＫ302号
再生債務者　熊田　拓朗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月７日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再ロ）第３号
札幌市手稲区前田１条10丁目３番６－105号
再生債務者　石塚　正太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月10日
札幌地方裁判所民事第４部

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第５号
広島市中区小町４番33号
申立人　中国電力ネットワーク株式会社
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）福岡県北九州市八幡西区引野二丁目６番33号
所有者　小玉　良滋
届出期間満了日　令和８年10月４日
令和８年８月４日
松江地方裁判所浜田支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　邑智郡邑南町日和
地番　3022番１
地目　保安林
地積　3966平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月六日

掲載頁　六十頁（号外第一五一号）

令和八年八月十九日

東京都品川区西品川一丁目一番一号大崎ガーデンタワー

（甲）株式会社ＬＩＸＩＬ

代表執行役　瀬戸　欣哉

愛知県知多市北浜町二五番地の七

（乙）ＬＩＸＩＬシャワートイレテック株式会社

代表取締役　清水　剛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/0/m039/index.html

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十四日

掲載頁　八十三頁（号外第一六六号）

令和八年八月十九日

東京都港区高輪二丁目一七番一一号オーク高輪ビル

（甲）株式会社ＡＳＳＥＴＩＡ

代表取締役　金勝　利之

愛媛県松山市天山三丁目一三番一二号

（乙）株式会社アメニティーハウス

代表取締役　大谷　敦史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月六日

掲載頁　二十八頁（号外第二号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年八月十九日

東京都品川区西五反田二丁目一一番八号

（甲）株式会社Ｇａｋｋｅｎ　ＬＥＡＰ

代表取締役　細谷　仁詩

東京都品川区西五反田二丁目一一番八号

（乙）株式会社資格スクエア

代表取締役　佐藤　郁夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月七日

掲載頁　七十九頁（号外第一五二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十二日

掲載頁　七十七頁（号外第一六二号）

令和八年八月十九日

東京都港区芝五丁目三三番一一号田町タワー一三階

（甲）丸紅プロテックス株式会社

代表取締役　甲斐健太郎

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

（乙）丸紅パワー＆インフラシステムズ株式会社

代表取締役　井上　英樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月三十日

掲載頁　二十五頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月九日

掲載頁　二頁

令和八年八月十九日

東京都渋谷区神宮前六丁目一九番二〇号

（甲）ＳＡＴＯＲＩ株式会社

代表取締役　植山　浩介

東京都渋谷区神宮前六丁目一九番二〇号

（乙）フォームメーラー株式会社

代表取締役　植山　浩介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十四日

掲載頁　一〇三頁（号外第一六六号）

令和八年八月十九日

名古屋市西区笠取町一丁目一一番地の一

（甲）株式会社カーマッチ

代表取締役　藤本　広敬

三重県津市渋見町七二四番地二六

（乙）リーダーズサポート合同会社

代表社員　大喜多健吾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.spp.co.jp

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十一日

掲載頁　一三五頁（号外第一六一号）

令和八年八月十九日

兵庫県尼崎市扶桑町一番一〇号

（甲）住友精密工業株式会社

代表取締役　鶴丸　哲哉

東京都千代田区一ツ橋一丁目二番二号住友商事竹橋ビル四階

（乙）ＳＰＰテクノロジーズ株式会社

代表取締役　山本　孝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の宮城県刈田郡蔵王町大字平沢字町尻五六－一他における太陽光発電事業、岡山県高梁市松山字楢井東八一七八他における太陽光発電事業及び高知県香美市香北町梅久保字西谷一三〇五－ロ他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十九日

東京都港区赤坂二丁目一五番一五号ＦＯＲＴＥＱ内

（甲）ＧＬインフラ４号合同会社

代表社員　ＧＬインフラホールディングス４号一般社団法人

職務執行者　小口　裕太

東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内

（乙）ソーラーアジサイ合同会社

代表社員　ソーラーアジサイホールディングス一般社団法人

職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の佐賀県伊万里市東山代町川内野字日南川五八二五－一二五他における太陽光発電事業及び鹿児島県鹿屋市郷之原町一四八三六他に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十九日

東京都港区赤坂二丁目一五番一五－七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内

（甲）ＧＬインフラ４号合同会社

代表社員　ＧＬインフラホールディングス４号一般社団法人

職務執行者　小口　裕太

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

（乙）ブルーインフラ１３号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス１３号一般社団法人

職務執行者　池田　卓也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の宮城県栗原市栗駒菱沼浦山八四―二一五他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十九日

東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内

（甲）ＧＬインフラ４号合同会社

代表社員　ＧＬインフラホールディングス４号一般社団法人

職務執行者　小口　裕太

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

（乙）ブルーインフラ２８号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス２８号一般社団法人

職務執行者　儀賀　良之

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社コクミン（乙、住所大阪市住之江区粉浜西一丁目一二番四八号）のＥＣ事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.welpark.jp/

（乙）https://www.kokumin.co.jp/corporate/notice

令和八年八月十九日

東京都立川市高松町一丁目一〇〇番地二五号棟

株式会社ウェルパーク

代表取締役　難波　廣幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の車検整備事業及び損害保険代理店事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　二三六頁（号外第一四三号）

令和八年八月十九日

静岡市葵区栄町一番地の三

（甲）静岡東部石油販売株式会社

代表取締役　大野　裕之

静岡県三島市中央町三番三八号

（乙）伊伝株式会社

代表取締役　村上　篤

吸収分割公告

当社(甲)は吸収分割によりユニチカトレーディング株式会社（乙、大阪市北区末広町二番三七号）の産業資材事業及びデニム輸出事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和八年九月二十九日に予定しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十一日

掲載頁　一四四頁（号外第一六一号）

（乙）https://www.unitrade.co.jp/

令和八年八月十九日

大阪市北区末広町二番三七号

株式会社ユニチカテクノス

代表取締役　椎葉　浩幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月二十六日であり、組織変更後の商号は株式会社サンエルグループとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十九日

埼玉県鴻巣市新宿二丁目三〇番地

合同会社ｖｅｒｔｅｘ　Ｈｏｌｄｉｎｇ　Ｃｏｍｐａｎｙ

代表社員　平井　俊也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年八月十九日

東京都中央区銀座七丁目一三番二〇号銀座ＴＨビル九階

合同会社ラ・ロナ

代表社員　板川　哲也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年八月十九日

京都府久世郡久御山町中島向野一五番地一

合名会社アマルフィ

社員　御堂土地建物株式会社

職務執行者　池田　元士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年八月十九日

大阪市西区北堀江三丁目一〇番一七号

ＴＨＥＨＩＧＨＨＯＲＩＥ二〇五

カサラッドネクサス合同会社

代表社員　森　るみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月十九日

福岡県田川郡添田町大字中元寺八八四―一八

合同会社ＡＤＡＰＴ

代表社員　溝尻　恵介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億百六十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十六日

掲載頁　八十八頁（号外第三十二号）

令和八年八月十九日

東京都港区白金台五丁目六番九号

ＡＭＳ企画株式会社

代表取締役　菅原雄一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千三百五十万二百五十円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年八月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　一四〇頁（号外第二十一号）

令和八年八月十九日

東京都中央区入船一丁目九番八号ピエノアーク入船五階

CANDY HOUSE JAPAN株式会社

代表取締役　古　哲明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億二百四十九万八千二百九十円減少し、減少する資本金の額のうち四億四万千四百八十六円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月二十七日

掲載頁　九頁

令和八年八月十九日

東京都目黒区大橋一丁目五番一号クロスエアタワー八階　シンプルフォーム株式会社

代表取締役　田代　翔太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年八月十二日

掲載頁　七十四頁（号外第一八〇号）

令和八年八月十九日

神奈川県大和市深見八九九番地

株式会社大塚

代表取締役　大塚　文男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月十三日

掲載頁　六十一頁（号外第一八一号）

令和八年八月十九日

大阪府大阪市天王寺区空清町九番九号

日新産業株式会社

代表取締役　吉村　栄人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千五百二十八万五千四百円、資本準備金の額を三億千二百四十八万六千六百七十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十四日

掲載頁　七十七頁（号外第一六六号）

令和八年八月十九日

東京都中央区日本橋久松町一二番八号

クラフトバンク株式会社

代表取締役　韓　英志

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円、資本準備金の額を二千万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額と、資本準備金の額は、それぞれ同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年八月十四日

掲載頁　八十二頁（号外第一八二号）

令和八年八月十九日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山九四二

株式会社ハーズアレンジメント

代表取締役　小笠原　等

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年九月四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年八月十九日

東京都東久留米市上の原一丁目三番四六号

株式会社マイ

代表取締役　関根　大介

基準日設定につき通知公告

当会社は、令和八年九月三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式一株につき十株の割合をもって株式分割を行い、令和八年九月四日を効力発生日とすることといたしましたので、公告いたします。

令和八年八月十九日

東京都千代田区六番町二丁目一九番ＰＭＯ市ヶ谷五階

株式会社ＳＯＬＩＤ　ＡＵＣＴＩＯＮＳ

代表取締役　朝倉　未来

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年九月三日を基準日と定め、同日午前〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年八月十九日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

株式会社マイクロニティ

代表取締役　山﨑祐一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十九日

岩手県盛岡市津志田町二丁目五番五号

株式会社水清建設

代表取締役　水本　孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十九日

東京都渋谷区大山町三六番一七号

株式会社共

代表取締役　成澤　直己

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年八月十九日

山口県宇部市善和五九一―三

日立建設株式会社

代表取締役　上村　隆晃

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ケンプランズと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年九月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年八月十九日

東京都中野区新井四丁目一八番一〇号福島ビルディング一〇一号

株式会社賢プランズ設計事務所

代表取締役　福島　賢哉

限定承認公告

本籍栃木県小山市大字間々田一二九一番地、最後の住所東京都豊島区目白二丁目五番二三号グリーンガーデン目白五〇一号

被相続人　亡　髙島　恵介

右被相続人は令和八年二月六日死亡し、その相続人は令和八年八月六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

東京都中央区新富二丁目五番一〇号新富ビル三階　弁護士法人谷井綜合法律事務所

限定承認者髙島セツ子

右代理人弁護士　谷井　秀夫

限定承認公告

本籍兵庫県宝塚市逆瀬台一丁目八番、最後の住所兵庫県宝塚市逆瀬台一丁目八番Ｄ―二〇七号　被相続人　亡　菊池　春雄

右被相続人は令和八年七月三日死亡し、その相続人は令和八年八月六日神戸家庭裁判所伊丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口八九二番地の一　相続財産清算人　奥野真由美

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一四八	六	下一三	千代田区	港区

令和八年五月二十一日（号外第百十二号）国土交通省告示第六百三十六号（土砂災害防止対策基本指針を変更する件）

（原稿誤り）

〃

改正後欄終りから一五	市町村単位を	市町村単位を
改正前欄〃一七	市町村単位が	市町村単位が